

# 検査制度の見直しに関する中間取りまとめ

平成28年11月

検査制度の見直しに関する検討チーム

## 目次

I. はじめに.....	1
II. 現在の検査制度.....	3
III. 現在の制度が抱えている課題.....	8
IV. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方.....	13
V. 法律により構築すべき新たな枠組み.....	16
VI. 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項.....	20
VII. 今後のスケジュール.....	23
VIII. おわりに.....	25
IX. 用語集.....	26

## 参考資料

- 参考資料 1-1 平成 14 年 検査の在り方に関する検討会中間とりまとめ「検査制度見直しの方向性」に示された課題への対応及びこれまでの取組状況
- 参考資料 1-2 平成 18 年 検査の在り方に関する検討会「原子力発電施設に対する検査制度の改善について」に示された検査制度の見直しの方向及びこれまでの取組状況
- 参考資料 1-3 運用改善 PT の取組状況及び継続して検討が必要な事項
- 参考資料 1-4 「2007 年 IRRS 報告書における指摘事項に対する現況」
- 参考資料 1-5 2016 年「IRRS において明らかになった課題について」
- 参考資料 2-1 関連条文一覧表
- 参考資料 2-2 関連条文対比表
- 参考資料 3 検査制度の見直しに関する検討チーム構成員
- 参考資料 4 意見聴取のために本会合に出席した原子力事業者等名簿
- 参考資料 5 検査制度の見直しに関する検討チーム会合の開催実績

## I. はじめに

### 1. 検討の経緯

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく検査制度は、原子力施設の安全規制が当時の担当規制機関の下で行われてきたこれまでににおいても、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会「検査の在り方に関する検討会」における累次にわたる検討結果（「検査の見直しの方向性（検討会中間とりまとめ）（平成14年6月19日）」、「原子力発電施設に対する検査制度の改善について（平成18年9月7日報告）」及び「保全プログラムを基礎とする検査の導入について（平成20年8月6日報告）」）を反映し見直されてきた。

しかしながら、制度の見直しは十分ではなく、平成19年6月に行われた国際原子力機関（International Atomic Energy Agency : IAEA）による総合規制評価サービス（Integrated Regulatory Review Service : IRRS）において見直すべき課題が指摘されていた。また、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた平成25年施行の法律改正においては、新規規制基準の策定による安全確保の水準を高める早急な対応が必要であったことから、検査制度については抜本的な見直しが図られてはいない。そのため、平成28年1月に行われたIRRSにおいても、改めて、法令改正による検査制度の改善、リスク情報の活用や原子力事業者等（以下、特別な場合を除き「事業者」という。）の保安活動による安全確保の実績の反映、検査官のフリーアクセスの確保を含めた検査方法の改善、原子力安全に影響を及ぼす重大な不適切事象に対する行政上の措置の多様化とその運用の明確化、検査官に対する研修及び再研修の改善等が指摘され、事業者による安全確保の取組がより強化されるよう規制制度の整備に取り組むことが課題とされた。

これらを踏まえ、原子力規制委員会は、より実効性の高い規制を実現するため、本検討チームを設置し、検査制度の見直しの方向性や内容について検討を進めることとした。

### 2. 検討の進め方

本検討チームでは、原子力施設の建設段階、運用段階を中心とした安全性を高めるため、事業者による安全確保の取組に対し、その安全確保の実績の反映により監視・評価を強化すること等、現在の我が国の検査制度の見直しの方向性や新たな制度の枠組みについて検討を行っている。より具体的には、現行制度の課題を中心に現状を整理し、米国の原子炉監督プロセス（Reactor Oversight Process : ROP）を始めとする海外の規制機関の事例やIRRS報告書の指摘を踏まえつつ、事業者からの検査制度見直しに対する意見等も聴取して、

新たな規制の仕組みとして見直すべきポイント等を抽出している。

今回の中間取りまとめでは、法律により規定すべき範囲、新たな制度の運用に向けて定めるべき事項について整理した。今後、原子力規制委員会規則や運用ガイド等の形で明確化すべき内容等、新しい制度を運用するための詳細について検討を行い、その検討結果について再度取りまとめることを予定している。

※ 本書で例示として記載している条項は、特に明示のない限り原子炉等規制法における加工の事業に係るものや発電用原子炉の設置、運転等に係るものを挙げており、関連条項については参考資料 2-1 に示している。

## II. 現在の検査制度

### 1. 検査制度の体系

現在の発電用原子炉施設、核燃料施設等に対する検査は、原子炉等規制法に基づき、事業者に遵守を義務付けた安全を確保するための要求事項について、様々な形態により、多段階にわたり、施設の基準等への適合性や事業者の保安活動の実施状況を確認すること等により規制機関が直接的に関与を行う仕組みになっている。

(図1)

なお、原子力規制委員会発足前は、発電用原子炉施設に対する検査は電気事業法と原子炉等規制法の2つの法律に基づいて行われていたが、平成25年7月8日に施行された原子炉等規制法の改正により、原子炉等規制法に一元化された。

(図2)

### 2. 検査制度の変遷

規制の導入当初、施設の基準等への適合性を確認する検査（ハード面の検査）が中心であったが、以下に示すような様々な問題を経て、保安活動の実施状況を確認する検査（ソフト面の検査）が導入されてきた。

- ・平成12年7月：発電用原子炉施設に係る溶接部の熱処理データ改ざんを踏まえ、発電用原子炉施設について溶接安全管理審査を導入
- ・平成12年7月：JCO臨界事故を踏まえ、事業者の保安活動に対する検査（保安規定の遵守状況の確認）である保安検査を導入
- ・平成15年10月：発電用原子炉施設で発生した検査データ改ざんを踏まえ、発電用原子炉施設について定期安全管理審査を導入

※ 日付は、法律施行日のもの。

### 3. 発電用原子炉施設の検査制度

施設の設置から運転開始後の各段階において、規制機関が施設の基準への適合性等を確認するものとして、使用前検査、燃料体検査及び施設定期検査が設けられ、事業者の保安活動を確認するものとして、保安検査、溶接安全管理審査及び定期安全管理審査が設けられている（溶接安全管理審査及び定期安全管理審査は、事業者が行う溶接事業者検査と定期事業者検査の実施体制を規制機関が確認するもの）。これらの検査についてはその対象、実施時期等が法律に規定されている。

また、溶接検査、定期検査については、規制機関が行う検査と事業者が行う検査が混在しており、国内で製造された燃料体に対する検査は、施設を運用する発電用原子炉設置者ではなく燃料体製造事業者が検査を受ける運用となっている。

(図3)

### 4. 核燃料施設等の検査制度

発電用原子炉施設と同様に、各種検査ごとにその対象、実施時期等が法律に規定さ

れている。

発電用原子炉施設の検査と異なり、事業者に実施を義務付けた溶接事業者検査及び定期事業者検査はなく、施設に対する検査は全て規制機関が実施するものとなっている。また、溶接検査は溶接事業者等が検査を受ける運用となっており、試験研究用等原子炉施設で使用する燃料体の検査は使用前検査の一部として位置付けられている。

(図4)

## 5. 検査制度の運用

### (1) 検査の範囲と運用

事業者の保安活動のうち、保守管理（施設の維持管理）に係る活動は、使用前検査、施設定期検査、定期安全管理審査及び保安検査の検査対象となっており、安全上重要な施設は全て網羅しつつ、それぞれの検査での重複が生じないように運用されている。しかしながら保安検査は、事業者の保安規定の遵守状況を確認する検査であることから、検査対象が保安規定に規定されている活動に限定され、事業者の全ての保安活動を対象とするものとなっていない。

(図5)

### (2) 施設に対する検査

規制機関が行う使用前検査、燃料体検査（国内で製造された燃料体に係るもの）及び溶接検査においては、あらかじめ認可を受けた設計、基準等への適合性を確認している。使用前検査で確認される施設の設計については、事業者が認可を取得するものとなっているが、燃料体検査及び溶接検査において確認される燃料体設計、溶接の方法については、製造事業者、溶接事業者等が認可を取得できる仕組みとなっており、これらの事業者等が認可を受けている。なお、輸入燃料体の設計等については、燃料体検査の申請において設計等を確認する仕組みとなっている。

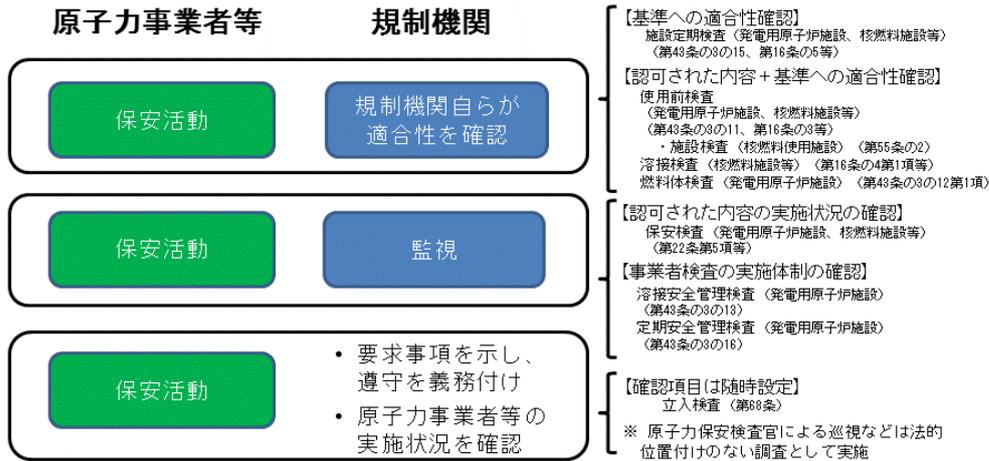
使用前検査、燃料体検査及び溶接検査については、組立、据付、完了等の工事段階あるいは工程ごとに行うことが法令で規定されているが、溶接事業者検査については、工程ごとに検査を行うといった法令上の定めは無い。

(図6)

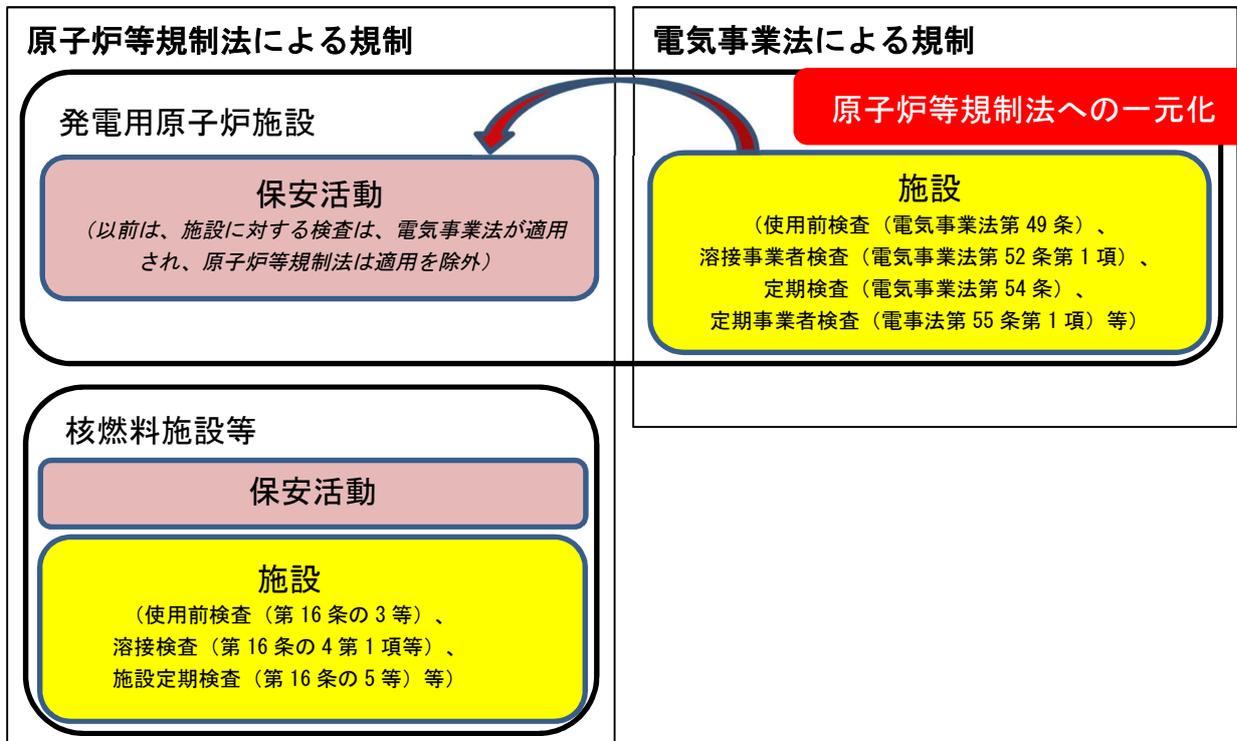
### (3) 検査の頻度

運転段階における検査である保安検査及び施設定期検査について、保安検査は施設の運転状態によらず年4回を基本としており、施設定期検査は前回検査から一定期間を越えない時期（発電用原子炉施設の場合、13か月（又は18か月、24か月））としている。

(図7)



(図1) 検査制度の体系



(図2) 検査制度の変遷 (H25.7.8 施行時点)

		設計段階		建設段階		運転段階		廃止段階
		基本設計	詳細設計	建設中	試運転中	供用運転中	停止中	廃止措置中
事業者	計画検査			溶接事業者検査（第43条の30の1第9項）	保安規定に規定する事業者の保安活動			
				保安規定認可（第43条の3の24第1項）		定期事業者検査（第43条の30の16第1項）		
				溶接安全管理検査（第43条の30の13第3項）		定期安全管理検査（第43条の30の16第4項）		
規制機関	対応型検査	設計認可（第43条の30の5）	工事計画認可（第43条の30の9）	使用開始（第43条の30の10）			施設定期検査（第43条の3の15）	
			燃料体設計認可（第43条の30の12第2項）	燃料体検査（第43条の30の12第1項）				
						保安検査（第43条の30の24第5項）/保安調査		核物質施設検査（第43条の30の20）
							立入検査（第63条第9項） 立入検査（第63条第9項、第39項）	

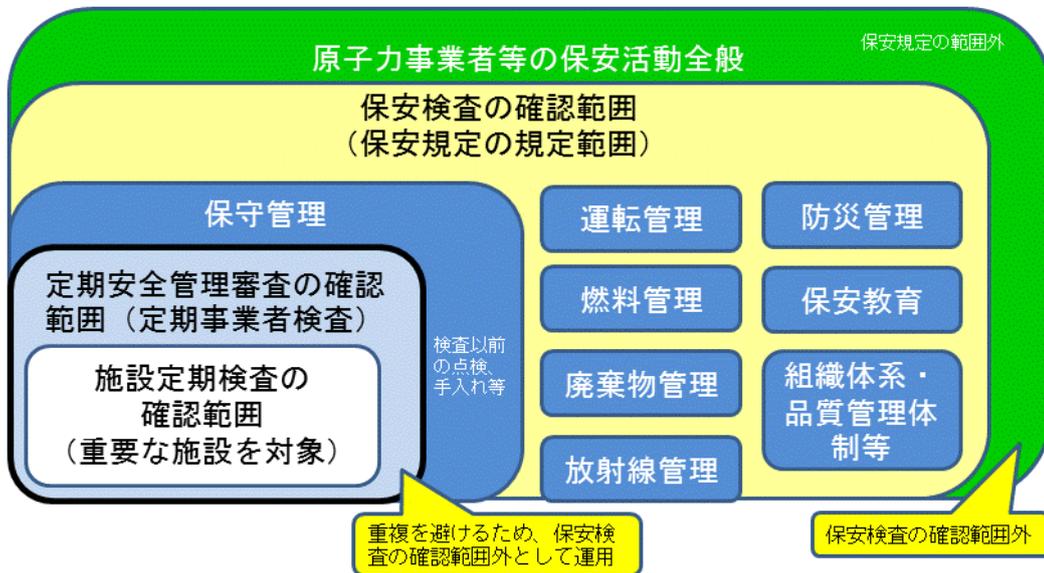
(注記)      原子炉設置者以外（製造事業者等）を対象とする検査  
 事業者が行う検査/原子力規制委員会が行う検査の組合せ

(図3) 発電用原子炉施設の検査制度

		設計段階		建設段階		運転段階		廃止段階	
		基本設計	詳細設計	建設中	試運転中	供用運転中	停止中	廃止措置中	
事業者	計画検査			保安規定認可 (第22条第1項等)	保安規定に規定する事業者の保安活動				
		指定・許可 (第13条等)	溶接方法認可 (第16条の4第2項等)	定検検査 (第19条の第1項等)	使用前検査 (第16条の第2項)			施設定期検査 (第16条の5等)	
						保安検査 (第22条第5項等) / 保安調査			
規制機関	対応型検査					核物質防護検査 (第22条の6等)			
						立入検査 (第29条第9項)	立入検査 (第29条第2項、第3項)		

(注記)      原子力事業者等以外（製造事業者等）を対象とする検査  
     原子力事業者等が行う検査／原子力規制委員会が行う検査の組合せ

(図4) 核燃料施設等の検査制度



(図5) 検査範囲の制限

【燃料体検査】 (発電用原子炉施設) (第43条の3の12第1項)	【使用前検査】 (発電用原子炉施設) (第43条の3の11)	【使用前検査】 (核燃料施設等) (第16条の3等)	【溶接検査】 (核燃料施設等) (第16条の4第1項等)
1. 部品の組成、構造、強度に係る試験ができる段階	1. 構造、強度、漏えいに係る試験ができる段階	1. 材料・部品の化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧漏えい試験時等	1. 溶接作業時（材料・開先確認含む）
2. 燃料要素の加工完了時	2. 蒸気タービン下半部据付け・補助ボイラー組立て完了時	2. 組立て状態の寸法測定、非破壊試験、機械試験、耐圧漏えい試験時等	2. 非破壊試験ができる段階（熱処理確認含む）
3. 加工完了時	3. 燃料挿入できる段階	3. 組立て完成時	3. 機械試験ができる段階
	4. 臨界反応操作できる段階	4. 試験運転時等	4. 耐圧漏えい試験ができる段階
	5. 工事完了時（試験運転時）		

施設の状態が変動しうる段階

(図6) 使用前検査、燃料体検査及び溶接検査の工程



### Ⅲ. 現在の制度が抱えている課題

#### 1. 現在の検査制度に対する認識

##### (1) 事業者の一義的責任の不徹底

- a. 現在の施設に対する検査（燃料体検査を含む）制度は、規制機関の検査を受け合格した後でなければ当該施設を使用してはならないとするものであり、事業者の行う検査が義務付けられている発電用原子炉施設の溶接事業者検査及び定期事業者検査以外では、事業者が自ら基準への適合性等を確認して安全を確保する責務が、法律上、明確化されていない。
- b. 燃料体検査は、検査の受検者を燃料体製造事業者とすることが可能な規定であり、かつ、燃料体製造事業者が受検する運用となっているため、認可された設計による燃料体を使用する際の基準への適合性の確認について、施設を設置した事業者の責任が明確になっていない。
- c. 核燃料施設等における溶接検査も同様に、検査を受ける主体を溶接事業者等とする運用となっており、施設を設置した事業者の責務が明確になっていない。

##### (2) 複雑・細分化された検査体系

###### a. 検査の種類細分化

建設段階、運転段階及び廃止段階のそれぞれの段階での検査の区分、施設（ハード面）の検査と保安活動（ソフト面）の検査の区分並びに溶接工程や燃料体の加工工程ごとの検査の区分といった多くの種類に細かく区分されている。

###### b. 検査の種類による不統一

発電用原子炉施設の溶接に関する検査及び施設の定期的な検査については、事業者が行う事業者検査とその実施体制等を規制機関が確認する安全管理審査が設けられているが、使用前検査及び燃料体検査については、規制機関が検査を行うこととされている。

核燃料施設等については、規制機関のみが検査を行うこととされている。

###### c. 品質保証に係る検査の重複、細切れ化

安全管理審査は事業者検査の実施体制を確認するものであり、事業者検査の実施に係る品質保証が検査対象となっている。一方、保安検査においても品質保証が検査対象となることから、両者の間に検査対象の重複が生じ得る仕組みとなっており、前述のように運用により重複を回避している。

このように、品質保証については、異なる検査（使用前検査、溶接安全管理審査、定期安全管理審査、保安検査）において、それぞれの観点から確認する仕組みとなっている。

### (3) ハード面の検査の偏重

使用前検査、溶接検査、燃料体検査及び施設定期検査が、規制機関の直接実施する検査となっている点等、規制機関による検査の対象が施設（ハード面）の検査に偏重している。

### (4) 柔軟性の低い検査の仕組み

法律の条文に検査の種類、検査時期、検査範囲、検査項目等が規定され、決められた時期に、決められた範囲について、決められた項目の検査を実施する仕組みとなっている。このため、施設の状況や安全確保の実績、安全上の重要度や緊急性に応じ、柔軟に検査時期、検査範囲、検査項目等を設定することができない。

### (5) 有効かつ効率的な検査手法導入の必要性

検査の対象や視点は、安全上重要な行為に対して焦点を当てる方向に改善されてきているが、法律の条文に確認内容、方法等が規定されていることにより、規範的な運用になりがちであり、より柔軟に施設ごとに重点化すべき事項を抽出し、効果的に規制検査を進める手法（リスク情報の活用、事業者の保安活動による安全確保の実績の反映等）を取り入れる必要がある。

### (6) 検査の結果と行政上の措置

現在の検査は許認可された内容や基準への適合を確認する仕組みとなっているため、基準不適合や違反の有無が検査結果の中心となり、検査結果を踏まえた行政上の措置も、必要に応じて事業者にその是正を求めるものとなっている。このため、事業者の保安活動全般を対象として、主体的、継続的な安全性向上の取組を促すものになっていない。

## 2. 過去の検討会や IRRS の指摘等

### (1) 「検査の在り方に関する検討会」による提言

平成14年に当時の総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の下に「検査の在り方に関する検討会」が設置され、様々な課題への対応がとりまとめられた。

検討会の報告を踏まえ、品質保証活動の充実（保安規定記載事項への品質保証活動の追加、保安検査による品質保証活動の確認、定期安全管理審査の導入）や抜打ち的手法の導入（エスコートフリーの採用、定期安全管理審査の抜き打ち確認の導入）などの多くの取組みが実行に移されたが、以下の課題が残っている。

- ① プラントの安全指標の収集、リスク情報の活用及びプラントごとの総合的な評価の本格運用
- ② 使用前検査の検査項目、検査内容及び検査実施時期の再整理
- ③ 燃料体検査の検査方法及び検査実施時期の再整理

- ④ 核燃料施設等の事業者による溶接検査の申請及びより有効な検査の在り方の検討
- ⑤ 核燃料施設等における施設定期検査の実施時期  
(保安活動を実施する時期を活用した検査実施の検討)

なお、①については、平成17年に当時の原子力安全・保安院、独立行政法人原子力安全基盤機構及び事業者の三者による「検査制度運用改善プロジェクトチーム」が設置され、解決すべき問題点の抽出とその解消のための検討が行われた。

## (2) 「2007年 IRRS レビュー」での勧告・提言

平成19年6月に実施されたIRRSでは、「日本は、建設及び運転段階における発電用原子炉の検査及び強制措置のための体系的で確固としたアプローチを備えており、これはIAEA安全基準GS-R-1の要件と整合しているが、事象や問題への対応に伴う検査プログラムの変更に対して規制機関、産業界及び許認可取得者に困難な課題がある」として、2つの勧告及び3つの提言が行われた。

### 【課題】

- ① (勧告7) 原子力安全・保安院は、その検査官がサイトでいつでも検査する権限を有していることを確保すべきである。これにより、検査官はサイトへの自由なアクセスが可能となり、法律で規定された検査期間中というよりも任意の時間に職員とのインタビュー、文書審査の要求などが出来るようになる。これは建設検査・運転検査の両方に適用される。
- ② (提言14) 原子力安全・保安院は、法律を変えずに検査の種類や頻度を変えることができるような、より柔軟性をもったプロセスを構築すべきである。
- ③ (勧告8) 原子力安全・保安院は、設備上の問題がある場合には停止するという法的な規定に加えて、例えば不十分な運転性能の場合でも原子力発電所を停止できる権限の根拠を明確化すべきである。
- ④ (提言15) 原子力安全・保安院は、事象に基づいて検査プログラムを修正するが、検査された原子力発電所での検査結果だけでなく他の原子力発電所で得られた経験からの検査結果にも基づいて、積極的に検査プログラムを修正すべきである。
- ⑤ (提言16) 原子力安全・保安院は、建設検査プログラムに、メーカーや製造会社などの品質保証プログラムの検査を含めるべきである。

なお、⑤の提言16については、原子炉等規制法第68条の改正により、許認可取得者による調達管理において要求された品質保証プログラムについて、メーカーや製造会社等に対し立入検査ができるようになっている。(参考資料1-4参照)

### (3) 「2016年 IRRS レビュー」での勧告・提言

平成28年1月に実施されたIRRSでは、我が国では規制検査の法的枠組みを整備し、これらの検査は施設及び活動の要件への適合性が確認できるよう構築しているが、計画されていない検査、事前通告なしでの検査や対応型検査が限定されていること、許認可取得者の検査の取組と重複する原子力規制委員会による詳細に規定された検査が安全に対する許認可取得者の一義的責任を軽減する可能性があること、検査官のフリーアクセスの法的規定が明確でないこと、許認可取得者の要員が安全に関連する機能を果たすことを確実にするために許認可取得者により行われるプロセスを検査の対象にしていないことなどに課題があるとして、いくつかの勧告及び提言等が行われた。また、原子力規制委員会に執行プログラムを実施するための法的枠組みの整備や権限の付与がなされているが、強制措置の程度を決定するための執行方針及び是正処置を求める検査官の権限に課題があるとし、勧告が行われた。

#### 【課題】

- ①（提言1）原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関との連携、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。
- ②（勧告9）政府は、
  - ・効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、
  - ・原子力規制委員会の検査官が、いつでも全ての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、
  - ・可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。  
変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査（予定された検査と事前通告なしの検査を含む）の種類と頻度を特定した、全ての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。
- ③（提言10）原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。
- ④（勧告10）原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。

#### (4) 海外の検査制度との比較から得られる知見

米国、仏国及び英国の検査制度と我が国の検査制度を比較することにより、事業者の活動を監視する仕組み、事業者の保安活動による安全確保の実績及びリスク情報を活用した検査手法、強制措置等の執行プロセスなどについて、今後の検査制度見直し検討の参考となる知見が得られる。

特に、米国の運転段階のROPにおける体系的な検査の仕組みのうち、以下の事項は今後の検査制度改善の参考にすることができると考えられる。

- ① 発電用原子炉施設における事業者の保安活動による安全確保の水準を客観的に評価する指標（Performance Indicator：PI）のデータと検査の指摘事項等を重要度決定プロセス（Significant Determination Process：SDP）により評価した結果を活用して、施設ごとのある時点における安全確保の状況进行评估し、それに応じた規制対応（規制検査、追加規制措置等）を決定するプロセス（規制対応マトリクス：Action Matrix）を確立していること。
- ② 発電用原子炉施設の安全確保の状況进行评估するために、PI及び検査は施設の運転の安全性を示す基本分野（コーナーストーン）に焦点を当てたものに整理されていること。
- ③ 評価結果の決定にあたり、被規制者と規制者間での意見交換、情報共有等がなされていること。
- ④ ROPの適用のために、事業者として取り組むべき活動が積極的に行われていること。

### 3. 現行制度の認識や指摘事項等を受けた見直しの検討

ここまでに提示してきた現行制度の課題に対し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過した現在、できる限り早期に制度の見直し・改善を行うことが必須である。この見直し・改善を進めるに当たっては、前述の課題を抱えるに至った要因分析などが重要との視点もあるが、ここでは、これまでになされた指摘・検討を真摯に受け止め、直面する課題への具体的解決策を見いだすことを優先し、以降、その考え方や新たな制度の枠組み等についての検討結果を整理・記述することとする。なお、新たな制度の運用段階において、その効果などを継続的に分析・評価し、不断の見直しを行うことが必要であることは言を待たない。

#### IV. 新たな監視・評価の仕組みの構築に向けた考え方

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、事業者、規制機関双方において、安全神話に陥ることなく継続的改善に向けた努力を続けていく必要がある。安全の最優先や安全文化の確立等は、保安規定に基づく活動のみならず、より基本的な、組織における行動原理に根ざすものである。これに対し、これまでの保安検査は、保安規定違反の有無の確認を主眼としているため、必ずしも継続的改善や常に問いかける姿勢等に注視してきておらず、事業者の取組を促進する仕組みとして必ずしも十分とは言えない側面があった。今後は、事業者自らがより高い安全確保の水準を目指すことにつながるものとしていくことが必要である。

そのため、原子力施設の安全確保の一義的責任が事業者にあることを徹底し、その範囲において規制機関が当該責任を代替しないようにするとともに、規制要求としての基準等の設定と段階規制における節目における当該基準等への適合状況の確認に加え、事業者の保安活動全般において、不十分な点を確認した際には行政上の措置により改善させることを規制機関の責務とする規制体系を構築していくことが必要である。

また、IAEA 安全基準、米国の ROP 等の海外事例を踏まえて制度を整備するとともに、原子力施設の特徴やリスクの大きさなどを考慮しつつ、一貫した規制思想を適用することを基本とすべきである。このため、原子力施設ごとに異なっている規制体系については、適切に整合したものとしていく必要がある。

##### 1. 事業者による高い安全確保の水準を目指した主体的取組、継続的改善の促進

原子力施設の安全確保の一義的責任が事業者にあることは、IAEA 安全原則及び安全基準に示されている国際的に基本となる考え方である。すなわち、原子力施設の安全確保は、事業者の取組が的確に実施されていることを前提とし、規制機関は、事業者が常に問いかける姿勢を持ち、範囲、内容等を限定することなく自ら新たに取り組むべき課題を見つけて対応することを促し、そのような対応が継続していることを確認することが求められる。

規制機関が主体となり基準適合性等を確認する現在の検査制度は、規制機関の検査に際して規制上の要求を満足してさえいれば良いという意識を生じさせ、事業者自ら改善に取り組む姿勢を失わせる懸念がある。また、検査が細分化され、その体系が複雑化していることは、個々の検査での断片的な確認が主となり、原子力施設の安全確保に対する総合的な視点を持ち、安全性向上の観点から重要な課題に集中して取り組むことを困難にしている可能性がある。

今回の検査制度の見直しにおいては、事業者の一義的責任を徹底するため、まずは、許認可された内容や規制基準に適合していることを確認する責任は事業者自身にあることを明確化し、当該確認行為を含めた保安活動全体の適切性を自ら評価し、改善していくことを求めることとする。その上で、規制機関は、事業者の保安活動全般を包括的に監視して、その実態を把握し、事業者が的確に改善点を抽出し、改善活動を安全性の向上に結び付けていることについて評価していくことが適切と考えられる。

また、監視・評価の結果、規制基準への適合性が十分確認されていない等、保安活動に不十分な点が見付かった場合は、その安全への影響度、是正による効果などを評価し、必要に応じ柔軟かつ適切な行政上の措置を講じる仕組みとすることによ

り、不適合、違反の是正の実現にとどまらず、事業者の保安活動が改善され、より高い安全確保の水準が実現するよう促していくものとする必要がある。その際、実施主体を規制機関から事業者に移行する検査については、事業者の活動状況の透明性を確保するとともに、適切に行われない場合には是正措置を命ずることや状況に応じて罰則を手当てすること等について体系を構築する必要がある。

## 2. 段階規制における規制機関の役割の継続

現行制度は、原子力施設の安全確保のための規制として段階規制の考え方を採用しており、設計段階においては安全評価等に基づき設計の適切性を確認して許認可を行い、その後の工事段階では許認可に基づき工事が行われ、基準等への適合性が確保されていることを確認した上で施設の使用を認めるものとなっている。また、廃棄、廃止等の段階においては、施設の管理の形態が変わる時点で規制機関による確認を行い、安全性の確認が不十分な状態で次の段階に移行することがないようにしている。

このように、節目の段階で一定の基準等に適合していることを確認する仕組みとしているのは、原子力施設の運用状態や管理形態を変更する時点において、規制要件が満たされていることを確実なものとするのが、原子力施設の安全確保を図る上で重要と考えているためである。また、施設の使用を認める段階における確認については、施設の一部の使用を開始しなければ基準適合性等を確認できないことを踏まえ、施設の完成時点だけでなく、工事の工程のうち施設の持つリスクが大きく変化する時点において、当該時点における安全を確保するために必要な基準適合性等を確認することとしているものである。

したがって、現在の使用前検査や廃棄、廃止の確認等における原子力施設の管理形態が変更される、若しくは、潜在的リスクが高まるなどの節目となる時点において、規制機関が必要な要件が満たされていることを確認し、安全確保を確実なものとする仕組みは、1. に記した事業者の取組の監視・評価とともに必要なものであり、規制機関の関与が必要な時点を明確にした上で、維持する必要がある。

## 3. 透明性、予見性の確保

あらかじめ定められた基準等に対する不適合、違反等をあらかじめ定められた方法で判断する規範的な検査は、定型的なものとなりやすく、本来の目的である原子力施設の全体としての安全性を評価することを難しくするおそれがある。一方、対象や方法について柔軟性を持たせた検査と、その結果を踏まえた柔軟な行政上の措置の実施は、その確認する内容や確認した結果と行政上の措置が不均衡となり、恣意的な制度運用に陥る可能性がある。このため、規制機関としての規制活動の判断基準を明らかにする等、事業者に期待される保安活動の方向性を明確にした監視・評価方法とその結果を踏まえた行政上の措置（罰則の適用を含む。）の実施について、公開の文書により判断プロセス等も含めて体系を構築し、かつ、これを継続的に改善していくことが重要である。

その際、判断等の透明性、予見性を向上させるためには、安全確保の水準に係る客観的な指標を持ち、その向上に有効な対策が行われていることを確認していくことが重要であり、リスク情報の活用（リスクインフォームド）や事業者の保安活動による安全確保の実績の反映（パフォーマンスベース）に際して、測定可能な指標

で客観性を持たせる必要がある。

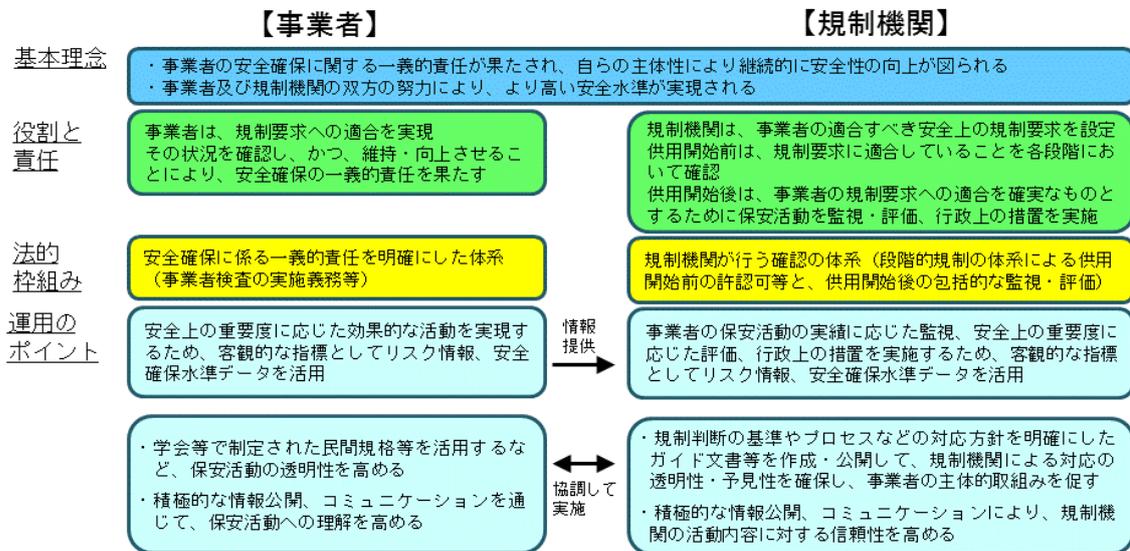
規制機関は、安全確保の水準に係る指標を整備することにより、できる限り明確な根拠に基づいた監視・評価を行うとともに、積極的な情報公開と幅広い意見交換を行うなど組織内外、事業者との間で十分なコミュニケーションを図り、事業者が納得感を持って保安活動に取り組むことができるようにすることが重要である。また、規制対応の予見性を確保<sup>※</sup>することにより、事業者において主体的に保安活動を改善していくことが促進され、安全性の向上が効果的に進むことが期待される。

事業者においては、自らの保安活動の改善に係る取組について積極的な情報公開と幅広い意見交換を行っていくことが求められる。

※ 評価の結果の公表において、その後の監視の重点項目等についても示していくこととなるが、必要な場合には抜き打ち的に監視を行う。

以上の検査制度の見直しの基本的考え方について、図8に概念図を明示する。

- 見直しに当たっては、①より高い安全水準の実現、②事業者による自主的、継続的な安全性の向上、を目指すものとする（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓の反映、その根本理念としての原子力安全文化に根ざした活動の定着）。
- そのための法的枠組みは、**事業者責任を明確にした体系整備**と、**規制機関の関与の体系整備**で構成。
- 規制機関と事業者がともに、安全上の重要性を認識し、実施状況を国民・住民に**見える形で実施**していくことが重要であり、**リスク情報の活用**、**保安活動の実績の反映**を基礎としていくものとする。



(図8) 検査制度の見直しの基本的考え方

## V. 法律により構築すべき新たな枠組み

IV. で記載した規制体系としての考え方を具現化するための枠組みとして、現行制度との関係も踏まえて以下のように見直す必要がある。

### 1. 事業者の一義的責任の徹底

#### (1) 基準適合性等を確認する検査等を事業者が行うものとして義務付け

規制機関が行う検査・確認として法定されている基準、許認可への適合性を確認する行為は、安全確保に係る事業者の一義的責任を徹底するため、事業者が自ら実施するものとして義務付けることとする。これにより、IAEA 安全基準において「規制機関が行う検査は事業者が行う検査を代替することはできない」とされていることに整合することを明確にする。なお、これまで規制機関が行ってきたものと同等の検査・確認が、事業者により確実に実施されるよう、工程ごとの検査事項や検査の実施要領の作成等について規則等で明確にすることを念頭に、実施すべき内容や手続を法令等に規定する。

また、従来、施設定期検査等で規制機関が基準、許認可への適合性を確認していたことは、2. に記述する仕組みにおいて事業者が行う検査・確認の実施状況、結果、体制、プロセス等を監視・評価することの中で実施する。その際、前述のとおり法令等に規定する事項にのっとり実施される事業者が行う検査・確認の透明性を確保するため、節目の段階で規制機関への報告等の手続を行うこととする。

さらに、現行制度に設けられている使用前検査や廃棄物埋設の確認等、段階規制の区切りとして規制機関が行う確認については、3. に記述する仕組みを設けることにより維持し、規制機関が必要な適合性の確認を行う。

#### 【基準適合性確認を規定している規制機関が行う検査・確認】

使用前検査 (第43条の3の11、第16条の3等)

燃料体検査 (第43条の3の12)

溶接検査 (第16条の4等)

施設定期検査 (第43条の3の15、第16条の5等)

廃止措置の終了確認 (第43条の3の33、第22条の8等)

廃棄物埋設の確認 (第51条の6)

坑道閉鎖措置の確認 (第51条の24の2)

廃棄に関する確認 (第58条)

運搬に関する確認 (第59条)

放射能濃度の確認 (第61条の2)

#### (2) 認可の取得、検査の実施に係る主体の一本化

核燃料施設等の溶接については溶接の方法を、発電用原子炉施設において使用する燃料体については燃料体の設計を、それぞれ認可する際に基準への適合性を確認している。これらの認可は、その後の溶接検査又は燃料体検査を受けようとする者が申請するものとして、一般的には、当該施設を運用する事業者ではなく溶接事業者等や燃料製造事業者が申請者となっている。今回の見直しにおいては、基準への適合性確認を事業者に義務付けるのに合わせて、燃料製造事業者や溶接

事業者等が主体となっている燃料体の設計、溶接の方法に係る認可、検査に係る手続を、原子力施設を運用する事業者が主体となるものに変更する。

**【原子力施設を運用する事業者以外が主体となっている手続】**

燃料体設計認可（第43条の3の12第2項）、燃料体検査（第43条の3の12第1項）

溶接の方法の認可（第16条の4第2項等）、溶接検査（第16条の4第1項等）

なお、この手続の主体を変更するに当たっては、燃料体の設計の型式、溶接の方法が同一であっても、事業者ごと、施設ごとに手続が発生することになるため、事業者からは、認可に当たって行われる審査の運用について、例えば型式認証等の合理的な工夫を導入することについて意見があった。

## 2. 新たな監視・評価の仕組みの導入

事業者の責務である保安活動全般を対象とし、事業の許可・指定等後から廃止措置の終了までを通して、その実施状況、継続的改善の取組について、規制機関が時期、期間を限定せず包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設ける。

この仕組みにより、複雑化した現在の検査制度を整理し、事業者が行う基準等への適合性確認の体制を確認している安全管理審査や事業者が定めた規定の遵守状況を確認している検査等を含めた包括的なものとする。また、前述の1.（1）の事業者が行う適合性確認する検査等に加えて、保安のために講ずべき措置等の事業者を実施を義務付ける保安活動も監視・評価の対象に含むものとする。

この監視・評価の対象を明確にするため、保安規定等が対象とする活動に設計・工事段階を含めるものとする。したがって、保安規定の認可に当たっては、設置許可若しくは事業許可・指定の前提となっている原子力施設の運転又は事業の実施の方法、体制整備等に整合していることを要求するとともに、事業者の責務が漏れなく含まれていることを確認するものとする。

また、事業者の技術的能力の一部である品質保証活動は設置許可若しくは事業許可・指定を受けた段階から実施され、監視・評価の対象となるべきものであることを踏まえ、許可・指定申請書の記載事項として明確に位置付けることとする。

**【事業者の体制等を確認している検査等】**

溶接安全管理審査（第43条の3の13第3項）（ただし、V. 3に記述する確認として行われる内容もある。）

定期安全管理審査（第43条の3の16第4項）

保安検査（第43条の3の24第5項、第22条第5項等）

核物質防護検査（第43条の3の27第2項、第22条の6第2項等で準用する第12条の2第5項）

**【事業者を実施を義務付けている保安活動】**

設計及び工事の品質管理（第43条の3の9、第16条の2等の認可を踏まえた活動）

記録（第43条の3の17、第21条等）

保安措置（第43条の3の22第1項、第21条の2第1項等）

核物質防護措置（第43条の3の22第2項、第21条の2第2項等）

廃止措置計画の遵守（第43条の3の33第3項、第22条第3項等で準用する第12条の6第7項）

安全性向上に資する措置（第57条の9）

海洋投棄の制限（第62条）

危険時の措置（第64条）

監視・評価の実施に関しては、事業者の保安活動の実態が的確に把握でき、日常的な保安活動における問題点等へ適時対応できるよう、監視・評価する規制機

関の職員は、①事務所又は工場若しくは事業所等への立入り、②帳簿、書類その他必要な物件の検査、③関係者に対する質問及び④特定核燃料物質その他の必要な試料の提出をさせる、といった事項を実施時期、期間を限定せずに行うことができるものとする。

なお、監視・評価の仕組みを実効的に運用するためには、事業者におけるリスク情報の活用、安全確保の実績の反映、その他の主体的な改善活動を含めて実施内容の透明性、記録保存等が重要となる。

### 3. 建設段階等における規制機関による確認の維持

現在の使用前検査や廃棄物埋設の確認等は、規制機関による確認が行われたことをもって段階規制の区切りとするものであり、基準、許認可への適合性の確認を事業者に義務付けることとする場合においても、段階規制の考え方に基づき、同様の規制機関が確認する仕組みを継続する必要がある。

ただし、規制機関による確認の方法については、事業者が行う検査への立会い、事業者が行った検査記録の確認等によることとし、事業者が行う検査を繰り返すような、重複した、かつ、事業者責任を代替するかのようものとし、しないこととする。

確認の時期としての区切りについては、建設段階においては、施設の一部を使用しなければ確認を実施できないことを踏まえ、工事の工程のうち燃料装荷や原子炉起動等<sup>※1</sup>の施設の持つ潜在的リスクが高まる時点と最終的に全ての基準等への適合性を確認し建設段階が終了する時点、その他には、施設等の管理の状態を後戻りさせることができなくなる時点とし、確認が行われた後でなければ、以後の工程等に進めない仕組みとする。

※1 発電用原子炉施設以外の原子力施設では、使用前検査の段階としては工事対象設備の試験運転を行うときの検査が挙げられる。

一方、現在の燃料体検査においては使用前検査と同様の規定により確認を行うこととなっているが、最初に新たな設計の燃料体を使用される際には、炉心に装荷する前の段階において発電用原子炉施設と一体で確認を行うことが合理的であり、また、その後の取替用の燃料体は同設計のものへの交換になることから、2. に記述した監視・評価の仕組みにおいて事業者が適切に基準等への適合性を確認していることを監視していくものとするのが適当と考えられる。

#### 【段階規制の区切りとなる規制機関による検査・確認】

使用前検査 (第43条の3の11、第16条の3等)

燃料体検査 (第43条の3の12)

溶接検査 (第16条の4等)

廃止措置の終了確認 (第43条の3の33、第22条の8等)

廃棄物埋設の確認 (第51条の6)

坑道閉鎖措置の確認 (第51条の24の2)

廃棄に関する確認 (第58条)

運搬に関する確認 (第59条)

放射能濃度の確認 (第61条の2)

### 4. 行政上の措置の整備

使用施設以外の原子力施設については、規制基準等<sup>※2</sup>に適合していない場合には、

原子力規制委員会による施設の使用停止や改造等の保安上必要な措置の命令（第43条の3の23第1項、第21条の3第1項等）、その他の命令<sup>※3</sup>が規定されている。しかしながら、使用施設については、他の原子力施設と同様に保安のために必要な措置を講ずる義務を規定（第57条第1項、第57条の4及び第57条の5）しているものの、これが十分でない場合に必要な措置を命令する規定が設けられていない。このため、他の施設との整合を図るため、保安上必要な措置の命令を設けることとする。

また、前述の1.（1）の事業者が行う適合性を確認する検査等や2. の新たな監視・評価の仕組みについての行政上の措置や罰則の規定を整備する。

※2 許可・指定における災害防止上の基準（第43条の3の6第1項第4号、第14条第3号等）、施設維持の基準（第43条の3の14、第16条の4の2等）及び保安措置（第43条の3の22第1項、第21条の2第1項等）が対象

※3 核物質防護措置に係る是正措置等（第43条の3の23第2項、第21条の3第2項等）、保安規定の変更（第43条の3の24第3項、第22条第3項等）、原子炉主任技術者・核燃料取扱主任者の解任（第43条の3の26第2項で準用する第43条、第22条の5等）、核物質防護規定の変更（第43条の3の27第2項、第22条第2項等で準用する第12条の2第3項）、廃止に必要な措置（第43条の3の33第2項、第22条の8第2項等で準用する第12条の6第7項）、廃棄の停止その他必要な措置（第58条第3項）及び運搬の停止その他必要な措置（第59条第4項）が挙げられる。

なお、米国で運用されている民事制裁金の例を参考にすると、事業者の取組を促進するためにより効果的に運用できる可能性のある行政上の措置の選択肢の一つとして、課徴金制度を設けることが考えられる。しかしながら、我が国において課徴金制度が設けられている法律（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、公認会計士法、金融商品取引法、不当景品類及び不当表示防止法、国民生活安定緊急措置法）は、いずれも公正な事業活動を実現することなどを通じた国民経済の発展や消費者利益の保護を目的としており、かつ、不当な行為によって直接に得た利益を基準に課徴金の額を算定する制度となっている。国民の生命、健康等を保護するという原子炉等規制法の目的及び規制を遵守しないことにより不当に得た利益を算定することの実現可能性は低く、原子炉の運転停止命令や事業停止命令が実質的に経済的制裁の効果をもたらし、これを踏まえれば、原子炉等規制法にこの制度を適用することは適当ではないと考えられる。

## VI. 新たな制度の運用に向けて詳細を定めるべき事項

新たな制度を運用していくためには、規制区分や施設の状態を踏まえつつ、今後の制度の詳細検討等において明確にすべき事項があり、現時点において想定されるものについて、以下に記載する。

### 1. 関連する規制要求、規制手続きに関する事項

#### (1) 新たに事業者に義務付ける検査等に係る規制要求事項の整理・明確化

新たに事業者に義務付ける検査等に係る規制要求事項として規則等において詳細に定めるべき事項を明確化する。具体的には、確認すべき項目や確認方法を定めた要領書の作成、節目の段階での報告等に係る手続、設計及び工事の方法の認可／工事の計画の認可における品質管理の方法等と保安規定における品質保証体制との関係、施設の維持管理（保守管理）に係る点検等の内容、現在の施設定期検査において事業者から資料の提示を受けていた事項（保全計画、検査の実施頻度・時期の設定根拠、健全性評価報告書、検査等の工程表等）の取扱い等が考えられる。なお、事業者における実施内容については民間規格等の活用等による透明性の確保も重要であり、その状況について確認していく。

#### (2) 規制機関による確認時期の設定と確認方法の明確化

基準への適合性等に係る事業者検査の結果を規制機関が確認し、事業者が以後の工程に移行（臨界操作、試験運転開始等）することを認めることとする時期について、現行制度の運用、施設の特徴等を踏まえて、その具体的内容を規則において明確化する。

#### (3) 手数料の設定

新たな監視・評価の仕組みにおける事業者の取組の促進等に係る詳細検討の内容を踏まえて、保安活動の実施状況を踏まえた監視の強化・低減に応じて金額を増減する仕組みを取り入れることも視野に入れ、検査等に係る手数料として政令で定める内容を具体化する。

### 2. 監視・評価の体系に関する事項

#### (1) 監視・評価の対象範囲

監視・評価の対象範囲について、米国の ROP において設けられている基本分野（コーナーストーン）を念頭に置きつつ、我が国における分野の設定について、その詳細を具体化する。

その際、現在の保安検査において品質保証活動について多く指摘が行われており、また、米国の ROP において安全文化等の横断的分野の評価が行われていることを踏まえ、横断的分野に係る取組や個々の気付き事項から安全文化の向上に必要とされる取組を抽出すること等について考慮する。

#### (2) リスク情報の活用と事業者の安全確保の実績の反映

監視・評価の実施は、安全への影響度に応じたものとするためリスク情報を活

用（リスクインフォームド）し、また、より効果的な分野に重点化するため事業者の保安活動による安全確保の実績を反映（パフォーマンスベース）するものとする。なお、リスク情報の活用は、核燃料施設等では発電用原子炉施設に比べて手法の整備が進んでいないことを踏まえ、施設の種別ごとの状況を踏まえた活用方法をそれぞれ設定する。

保安活動の実績の反映は、事業者によるデータの取得状況等も踏まえつつ、保安活動を改善すべき方向に示唆を与えるものとなるよう、着目する分野に応じた指標・しきい値の設定等、具体的な内容を明確にする。

### （3）監視・評価の実施に係るプロセス、基準の明確化

制度運用の透明性、予見性を確保するため、事業者との意見交換等の場の設定も含めたプロセスや基準、監視・評価の結果や根拠の記録方法等を明確にした運用ガイド等を策定する。その中で、事業者の保安活動の実態を把握すること、事業者が的確に改善点を抽出、改善して結果に結び付けているかを監視すること、個々の気付き事項の改善と安全確保水準の向上を視点として事業者の保安活動の状況を評価していくこと、事業者と規制機関が安全上の問題点を共通認識としていける体系とすること等について考慮する。

## 3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項

### （1）規制判断に係るプロセス、基準の明確化

制度運用の透明性、予見性を確保するため、監視・評価の結果を踏まえた機動的かつ柔軟な行政上の措置の実施について、安全への影響度、故意性、反復性等を考慮するプロセスや基準等を明確化した運用ガイド等を策定する。その中で、事業者が自ら発見し是正している場合は規制による事後の監視の程度を低減するなど、主体的、継続的に安全性向上に取り組むことを促すものとする等について考慮する。

また、監視・評価の仕組みを運用した結果、規制機関から改善を促す助言、指導、勧告等を受けても保安活動の改善が見られない場合等への対応として、監視強化の程度に応じた増額等による効果も視野に入れた手数料の設定方法を具体化する。

## 4. 実効ある制度運用に関する事項

### （1）制度の体系・運用の継続的改善

監視・評価の仕組みとその運用の評価、改善の仕組みについて、透明性確保を前提とした事業者との意見交換等の実施を含め、運用ガイド等として整備する。

また、これまでの検査制度における課題も含め、新しい制度の運用について分析し、規制機関の検査手法の実効性を高めるよう、必要に応じた見直しを継続的に行っていく。

### （2）事業者から規制機関への情報の提示

是正活動プログラム（Corrective Action Program : CAP）、ピアレビュー等を含む事業者の活動の規制機関への提示のあり方について、事業者における文書体系

や情報公開の範囲、新しい制度の試運用を踏まえて、運用ガイド等として整備する。

(3) 現場での監視の実施方法

施設の運用実態を考慮しつつ適時の監視・評価を実施するため、運用計画等の把握方法、施設等への入構に必要な手続き、情報閲覧等の方法等について、新しい制度の試運用を踏まえて、運用ガイド等として整備する。

5. その他、原子力規制委員会／規制庁において準備を進めることが必要な事項

(1) 組織、体制の整備

監視・評価に係る規制機関の組織、体制について、人材確保を含めて整備を進める。

(2) 研修体系の整備

監視・評価を担う要員に対する研修内容、研修実施体制の整備を進める。

(3) リスク情報の活用に向けた体制整備

リスク情報の活用を円滑に進めるために、事業者、規制機関双方のコミュニケーションを図り、ツールの整備や運用方法の整備など、運用に向けた体制の整備を進める。

## VII. 今後のスケジュール

新たな仕組みをより効果的で円滑に運用するためには、規則、運用ガイド等の策定、組織・体制の整備、検査官の力量確保等とともに、試運用を実施する等の現場レベルでの準備も含む対応を進めなければならない。

今後は、法律成立後の試運用に向けて、原子力規制庁における必要な準備を進めるとともに、本検討チームにおいて新たな仕組みの運用に関する以下の事項について、その詳細を具体化していく必要がある。

### ○ 本検討チームにおいて詳細について具体化すべき事項

1. 関連する規制要求、規制手続に関する事項
  - (1) 新たに事業者には義務付ける検査等に係る規制要求事項の整理・明確化
  - (2) 規制機関による確認時期の設定と確認方法の明確化
  - (3) 手数料の設定
2. 監視・評価の体系に関する事項
  - (1) 監視・評価の対象範囲
  - (2) リスク情報の活用と事業者の安全確保の実績の反映
  - (3) 監視・評価の実施に係るプロセス、基準の明確化
3. 行政上の措置の効果的な適用に関する事項
  - (1) 規制判断に係るプロセス・基準の明確化
4. 実効ある制度運用に関する事項
  - (1) 制度の体系・運用の継続的改善

### 〈参考〉原子力規制委員会の行う準備事項

1. 改正法案の作成及び国会提出  
本検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、平成28年中を目途に改正法案を作成し、平成29年の通常国会に提出する。
2. 制度運用のための文書等の作成  
今後、本検討チームで検討を行う運用のための規則、運用ガイド等に係る検討結果をもとに、平成30年中にこれらの文書案を作成する。
3. 組織・体制の整備  
制度の運用に必要な組織・体制の強化・整備等については、平成29年度以降の予算及び機構定員の要求を行う。また、新たな仕組みを運用する職員の力量向上については、米国NRCへの派遣、研修体系の充実、OJTの活用などにより、可能なものから順次実行する。

#### 4. リスク情報の活用のためのツール整備等

本年度に、米国NRCとの情報交換等を通じて米国におけるリスク情報活用の実績調査を行い、監視・評価の仕組みにおいてリスク情報を活用するためのツールや運用方法を整備するとともに、事業者、規制機関のコミュニケーションを図り、リスク情報を活用するための共通認識の形成を進める。

#### 5. 試運用の実施

原子炉等規制法における発電用原子炉施設及び核燃料施設等について、平成31年から平成32年にかけて、新たな仕組みによる監視・評価の試運用を行う。当該試運用を通じて、策定、整備した規則・運用ガイド等の案、リスク情報を活用するためのツール等の修正、改善、運用経験の蓄積を行い、実運用のための成案を確定する。

## VIII. おわりに

今回、本中間取りまとめで示した新たな監視・評価の仕組みを実際に構築・運用していくためには、本検討チームにおける検討を継続するとともに、原子力規制委員会／原子力規制庁と事業者の透明性を確保した上での十分なコミュニケーションを通じた準備が必要である。その際、原子力施設の運転段階における安全確保の水準を着実に向上させるものとなるよう、新たな仕組みが透明かつ効果的に運用されることが極めて重要である。

また、新たな仕組みを実効性のあるものとして運用することが可能となるよう、原子力規制庁の組織・体制の充実や職員の力量向上、リスク情報の活用のためのツール整備等を含め、関係者が綿密に連携しつつ、制度の構築と運用の準備を推進することを強く期待する。

## IX. 用語集

用語	用語の定義
原子力施設	製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに使用施設等をいう。(原子炉等規制法第2条第7項)
発電用原子炉施設	発電の用に供する原子炉であって研究開発段階にあるものとして政令で定める原子炉以外の試験研究の用に供する原子炉及び船舶に設置する原子炉を除くものをいう。(原子炉等規制法第2条第5項)
核燃料施設等	発電用原子炉施設以外の原子力施設。
原子力事業者等	発電用原子炉施設及び核燃料施設等を設置する者等の原子炉等規制法において規制を受ける者。
保全計画	原子力施設を構築する機器・系統ごとの点検、補修・取替及び改造計画等を定めたもの。
保全活動	事業者が点検・試験、補修、取替・改造の対象を定め、その計画を策定し、これを実施し、その結果を確認・評価し、必要に応じて是正処置を講じる活動。
IAEA	国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency: IAEA)。原子力の平和利用を促進するとともに、原子力が平和利用から軍事利用に転用されることを防止することを目的として、1957年に設立された国際機関。
IRRS	総合規制評価サービス (Integrated Regulatory Review Service)。IAEAが加盟国に提供するレビュー・サービスのひとつであり、原子力安全規制に係る国の制度等について IAEA の安全基準に照らして総合的に評価を行うことを目的としている。IRRSを受けた国は、当該 IRRS の評価に拘束されるものではないが、評価結果やレビューチームとの意見交換を踏まえ、安全規制の更なる高度化や実効性の向上に向けた自主的な取組が期待される。また、評価で得られた知見や経験は、国際的に共有され各国の規制活動の改善に活用されることが期待されている。

IAEA 安全基準	<p>IAEA 安全基準の位置付けは IAEA 憲章に由来している。同憲章は IAEA に、国連の適格な機関及び関係のある専門機関と協議・協力して、人間の健康を守り生命と財産に対する危険を最小化するための安全に対する基準を制定、採用すること及びそれらの適用のために供給する権限を与えている。</p> <p>この安全基準には、人間及び環境を守るための高いレベルの安全性の達成に必要な項目が記されており、国際的に合意された内容であり、国際的な原子力安全のための枠組みの基礎となっている。各加盟国は原子力と放射線安全に対する規制規定に取り入れることにより適用することができる。</p> <p>IAEA 安全基準は、原子力安全、放射線安全、輸送安全及び廃棄物安全を対象とし、これらのシリーズは、安全原則、安全要件及び安全指針に分類されている。</p>
リスク	<p>ここでのリスクとは、単に危険性があるということのみならず、原子力の利用に伴って被ばくまたは潜在的な被ばくが及ぼす危険、脅威等の様々な量を示しており、これは、特定の有害な影響が生じる確率とその影響の大きさや特性といった量に関係するものである。</p> <p>数学的には、その大きさが、発生する確率で重みづけされた被害の大きさによって表される。</p>
リスク情報	<p>リスクの評価結果そのもの及び系統・機器等の事故・故障のリスクに対する寄与に係る情報等の総称。</p>
リスクインフォームド (リスク情報の活用)	<p>事業者の保安活動や規制機関の規制活動において、安全への影響度等を考慮して、着目すべき項目等を見だし、より良い活動としていくこと。</p>
パフォーマンスベース (安全確保の実績の反映)	<p>事業者の保安活動により達成された安全確保の状況を示す実績のデータを基に、安全確保上の潜在的な要因の推定などの評価を行い、着目すべき項目等を見だし、事業者の保安活動や規制機関の規制活動がより良いものとなるよう反映すること。安全確保の実績の定量的な指標として PI がある。</p>
フリーアクセス	<p>IAEA 安全基準 GS-R-1 第 4 章「規制機関の責任と機能」4.52 で規制機関に要求されている事項であり、如何なる時点でも如何なる</p>

	施設又は活動へも規制検査官が自由に立ち入ることをいう。なお、当該安全基準は見直され、現在は GSR part1 の 4.52 で同様に記載されている。
エスコートフリー	規制の独立性の確保及び効率的かつ効果的な検査の実施の観点から、規制機関の検査官が事業者の同行なしに原子力施設の検査等を行う行為。
ROP (原子炉監督プロセス)	Reactor Oversight Process の略称。 米国において、NRC (Nuclear Regulatory Commission: 原子力規制委員会) は、原子力発電所のパフォーマンス評価のために実施してきた複数の従来のプログラムを統合し、客観的で予見性のあるものとして、パフォーマンスの指標 (PI) 及び検査の知見から規制対応を判断する包括的な原子力発電所の監督プロセスとなる ROP を 2000 年 4 月から開始した。
PI (安全実績指標)	Performance Indicator の略称。 各保安活動分野における事業者の保安活動の結果を定量的に表す指標のことであり、IAEA-Technical Document (TECDOC: 技術報告書) -1141「原子力発電プラントの運転安全性能指標」においては 70 の指標が示されている。 米国 NRC の ROP においては、プラントのパフォーマンスを基本分野ごとに評価するための客観的なデータ。PI はあらかじめ定められたリスク情報に基づくしきい値に照らして比較、評価される。
SDP (重要度決定プロセス)	Significance Determination Process 略称。 米国 NRC の ROP において、プラントの状況を評価するための手法のひとつであり、検査において指摘した事項、トラブル事象等の安全上の重要度を評価する。
規制対応マトリクス (Action Matrix)	米国 NRC の ROP における、プラントパフォーマンス評価結果に応じた NRC の規制対応方針を示したもの。5 段階のプラントパフォーマンスに対する対応部署と対応項目が定められている。
コーナーストーン (Corner Stone)	米国 NRC の ROP において、原子力発電所の本質的な安全の側面を反映する 7 つの基本分野 (起因事象、緩和系、バリア健全性、緊急時対応準備、従業員被ばく、公衆被ばく及びセキュリティ) に焦点を当て、パフォーマンスを評価するものとなっている。

横断的分野	<p>米国 NRC は、ROP において、複数のコーナーストーンに横断的に影響を及ぼす事業者の保安活動を安全規制の対象として十分に扱えるよう横断的分野（Cross-Cutting Areas）を設定している。安全文化醸成に関連する要素も横断分野に組み込まれている。</p> <p>年に 2 回（運転サイクル時、運転サイクル終了時）、各運転中原子力発電所に実質的な横断的問題（Substantive Cross-Cutting issue）が存在するかどうか IMC 0305「運転中原子炉の評価プログラム」に従って評価している。</p> <p>横断的分野は、以下の 3 要素である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヒューマン・パフォーマンス</li> <li>・ 問題を発見・是正する仕組み</li> <li>・ 安全を重視した作業環境</li> </ul>
使用前検査	<p>原子力規制委員会が、認可し、又は届出を受けた工事計画若しくは設計及び工事の方法との適合性、基準との適合性を確認するもの。使用前検査に合格した後でなければ、その施設を使用してはならないものとされている。</p>
定期事業者検査	<p>発電用原子炉施設について、設置者が定期的に基準との適合性を確認するもの。</p>
定期安全管理審査	<p>発電用原子炉施設について、原子力規制委員会が定期事業者検査の実施体制を審査し、評価を行うもの。</p>
施設定期検査	<p>発電用原子炉施設を設置する者が、定められた時期ごとに受けなければならないとされている、原子力規制委員会が行う検査。原子力規制委員会の原子力施設検査官が、施設定期検査を受ける者が行う基準への適合性を確認する定期事業者検査について、立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行う。</p>
溶接事業者検査	<p>発電用原子炉施設について、設置者がその使用開始前に溶接部に対して基準の適合確認を行うもの。</p>
溶接安全管理審査	<p>発電用原子炉施設について、原子力規制委員会が溶接事業者検査の実施体制を審査し、評価を行うこと。</p>

保安規定	原子力施設の運転の際に実施すべき事項や、従業員の保安教育の実施方針など原子力施設の保安のために必要な基本的な事項が記載されているもので、現行においては、事業者はこれを定め、原子炉の運転開始前又は事業の開始前に原子力規制委員会の認可を受けなければならない。また、これを遵守しなければならない。原子力規制委員会は、事業者からの保安規定の認可申請を受け、災害の防止上の観点から審査した上で保安規定を認可する。
保安検査	原子力規制委員会が事業者に対して、保安規定の遵守状況について行う検査。定期的に行う保安検査（年4回を基本としている）では、発電用原子炉設置者の行う保安活動の計画、実行、評価及び改善の一連の過程が適切に行われているかどうか等について検査を行っている。また、定期に行う保安検査に加え、原子炉の起動・停止や燃料の取替え等の操作、重大事故等及び大規模損壊が発生した場合の措置に係る訓練等が行われる際に、その行為に係る保安規定が遵守されているかについて検査を行っている。
燃料体検査	発電用原子炉施設について、原子力規制委員会が発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質（以下「燃料体」という。）に対してあらかじめ認可した燃料体の設計との適合性※、基準との適合性を確認するもの。 ※輸入した核燃料物質を除く。
溶接検査	核燃料施設等について、原子力規制委員会が溶接部に対してあらかじめ認可した溶接の方法との適合性※、基準との適合性を確認するもの。 ※輸入したものを除く。
品質保証	要求事項を満たすことに焦点を合わせた管理のための仕組み、ルールであり、継続的に実施状況を評価し、改善していくことで、原子力施設においては、安全確保に対する不断の努力を行っていく基盤としているもの。
予見性	本書で言う予見性とは、監視・評価活動の主要な対象、判断、違反事象等の安全上の重要度を決定する手法や手続、適用される罰則等が、合理的なルールのもとに決定され、被規制者と規制機関の双方で共有されること。
安全文化	すべてに優先して原子力施設等の安全問題が取り扱われ、その重要性にふさわしい注意が確実に払われるようになっている組織及び個人の備えるべき特性及び態度が組み合わさったもの。（IAEA INSAG-4 の定義）

CAP（是正活動プログラム）	Corrective Action Programの略。 事業者による、各種問題を特定し、是正、再発防止を行うための活動プログラム。
ピアレビュー	専門家が発電所やメーカーなどを訪問し、その専門的立場から事業所の安全性(原子力安全、放射線安全、労働安全等)と信頼性の確保に係わるパフォーマンスをレビュー(評価)することにより、事業所の安全性と信頼性を向上させることを目指すもの。
対応型検査	あらかじめ検査時期や検査項目を定めて実施する計画検査と比較し、検査で指摘した事項、原子力事業者等の活動又は事象の実施状況に応じて、都度実施する検査。 IAEA 安全基準 GS-R-1 第4章「規制機関の責任と機能」要件28で計画検査及び対応型検査を含めることを規制機関に要求されている。なお、当該安全基準は見直され、現在は GSR part1 の要件28で同様に記載されている。

平成 14 年 検査の在り方に関する検討会中間とりまとめ「検査制度見直しの方向性」に示された課題への対応及びこれまでの取組み状況

検査種類／検査制度の見直しの方向	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
<p>I. 検査の実効性向上のための課題への対応</p> <p>(1) 品質保証活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保安規定記載事項として品質保証及び保守管理に関する事項を法定化（平成 15 年 10 月）。 品質保証及び保守管理活動に対する保安検査開始（平成 16 年 6 月）。</li> <li>➤ 保安検査方法を逐条型から監査型に移行（平成 16 年 6 月）。</li> <li>➤ 定期安全管理検査制度の導入（平成 15 年 10 月）。</li> <li>➤ 定期安全管理審査の実施方法の改善（平成 17 年 7 月）</li> <li>➤ 保安検査と定期安全管理審査の連携（平成 20 年 3 月）</li> <li>➤ 民間規格（JEAC4111, JEAC4209）制定（平成 15 年 12 月）及び技術評価（平成 15 年 12 月）。</li> </ul>
<p>(2) 抜き打ち的手法の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保安検査で抜き打ち的手法を導入。（平成 16 年第 1 四半期）</li> <li>➤ 保安調査に係るエスコートフリーの運用開始（平成 18 年 11 月試行開始、平成 19 年 5 月運用開始）。</li> <li>➤ 定期安全管理審査における抜き打ち検査の実施（平成 15 年 10 月）</li> </ul>
<p>(3) 定量的なリスク評価の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保安活動における安全重要度に応じた対応（Graded Approach）のルール化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安活動の計画に関する要求事項法定化（平成 15 年 10 月）</li> <li>・ 保安検査時に発見した違反区分の判定基準に、重要度分類指針の考えを取り入れ。（平成 17 年 11 月）</li> <li>・ 民間規格（JEAC4111, JEAC4209）の技術評価（平成 15 年 12 月）及び保安規定への採り入れ。</li> </ul> </li> </ul>

検査種類／検査制度の見直しの方向	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>【課題】定量的な評価手法の確立</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保安活動の評価ツールとして、リスク情報を活用して、品質マネジメントシステムに組み入れる。</u></li> <li>・ <u>規制当局は、この枠組みや事業者の判断の妥当性判定方法を構築。</u></li> </ul> </li> </ul>
(4) 安全確保水準（パフォーマンス）の評価に応じた検査の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保安検査時発見事項の違反区分判定基準の作成（平成 17 年 11 月）</li> <li>➤ 定期安全管理審査評価結果の次回審査方法への反映（平成 15 年 10 月）</li> <li>➤ <u>【課題】検査対象の重要度や事業者のパフォーマンスを踏まえた検査の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>重要度に基づく検査項目及び検査内容の決定。</u></li> <li>・ <u>事業者のパフォーマンスを踏まえた検査項目及び検査内容の決定。</u></li> <li>・ <u>リスク情報の活用、定量的な意思決定手法の導入。</u></li> </ul> </li> </ul>
(5) 基準・規格の整備（技術基準の性能規定化、民間規格・国際規格の採用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 民間規格の活用（維持規格 JSME S NA-1、設計・建設規格、溶接規格、品質保証規程 JEAC4111、保守管理規程 4209、格納容器漏えい率試験規程 4203、超音波探傷試験指針 JEAG4207 等）</li> <li>➤ 国際規格の採用（IAEA 安全基準策定への積極的参加）</li> <li>➤ 技術基準の性能規定化への取組（平成 18 年 1 月）</li> <li>➤ 基準、規格の国際間での知見の共有</li> </ul>

※下線部は、課題を指す。

検査種類／検査制度の見直しの方向	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
(6) 法律に基づく措置の機動的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 行政行為の透明性の確保と機動的な対応を行うための仕組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導文書発行ルールの構築及び実施（平成 13 年 9 月）</li> </ul> </li> <li>➤ 法に基づく規制システムの機動的な実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法に基づく立入検査、報告徴収、運転停止命令、技術基準適合命令の機動的な実施（平成 14 年 9 月）</li> </ul> </li> </ul>
(7) 軽微なトラブルから得られる教訓の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 報告制度の省令による一本化と明確化（平成 15 年 10 月）</li> <li>➤ 電気事業者による NUCIA 運用開始（平成 15 年 10 月）</li> <li>➤ 内容の充実強化</li> <li>➤ 外部評価の必要性</li> <li>➤ NUCIA データの効果的活用</li> </ul>
II. 具体的な検査制度の見直しの方向 1. 使用前検査 (1) 検査対象項目及び内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全上の重要度に着目し、検査対象項目及び検査内容の再整理。</li> <li>➤ 検査項目ごとに適切な実施時期を再整理。</li> </ul> (2) 検査方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業者の品質保証の実施状況を確認。</li> <li>➤ 核燃料施設等については、設計及び工事方法の認可申請添付資料として建設段階の品質保証に関する説明書の提出を求め、その実施状況を検査で確認。</li> <li>➤ 施設の設置する過程（プロセス）に着目した施工や試験方法の記録も抜取りで確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>【課題】安全上の重要度に着目し、検査対象項目及び検査内容の再整理。</u></li> <li>➤ <u>【課題】検査項目ごとに適切な実施時期を再整理。</u></li> <li>➤ 工事計画認可基準への品質保証技術基準の追加及び使用前検査による品質保証の実施状況の確認（平成 25 年 7 月法律施行）</li> <li>➤ 核燃料施設等の設計及び工事方法の認可基準への品質保証技術基準の追加及び使用前検査による品質保証の実施状況の確認（平成 25 年 12 月法律施行）</li> <li>➤ 施設の設置プロセスに着目した施工や試験方法の記録の抜取り確認（平成 25 年 7 月法律施行）</li> </ul>

※下線部は、課題を指す。

検査種類／検査制度の見直しの方向	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
<p>2. 燃料体検査</p> <p>(1) 検査方法 立会いと記録確認の区分及び検査項目ごとの検査時期を再整理。</p> <p>(2) 電気事業者の調達管理 保安規定に品質保証に関する規定を位置付ける。</p>	<p>➤ <u>【課題】立会いと記録確認の区分及び検査項目ごとの検査時期を再整理</u></p> <p>➤ 保安規定記載事項への品質保証に関する事項の追加（平成 15 年 10 月）</p>
<p>3. 溶接検査</p> <p>(1) 核燃料施設等における溶接検査の在り方</p> <p>➤ 事業者を検査の申請者として責任を明確化。</p> <p>➤ 実用発電用原子炉施設の「溶接安全管理検査制度」を踏まえ、より有効な溶接検査の在り方を検討。</p>	<p>➤ <u>【課題】核燃料施設等の溶接検査について、事業者を検査の申請者として責任を明確化。</u></p> <p>➤ <u>【課題】核燃料施設等の溶接検査について、実用発電用原子炉施設の「溶接安全管理検査制度」を踏まえ、より有効な検査の在り方を検討。</u></p>
<p>4. 保安検査</p> <p>(1) 事業者の保安活動全般の保安規定への位置付けと保安検査の実施</p> <p>➤ 保安規定の要求事項として、保守・点検、品質保証等の保安活動を規定。</p> <p>➤ 保安検査において、事業者の保安活動の取組状況を確認。</p> <p>(2) 保安検査の検査方法</p> <p>➤ 保安検査において、事業者の日常の保安活動に係る保安規定の遵守状況を確認。</p>	<p>➤ 品質保証、保守管理に対する検査の実施（平成 16 年第 1 四半期）</p> <p>➤ 保安活動のプロセスに着目した監査型検査の実施（平成 16 年 6 月）</p> <p>➤ 保安検査時に発見した違反区分の判定基準に、重要度分類指針の考えを取り入れ。（平成 17 年 11 月）</p> <p>➤ 事業者の品質保証活動の確認に関して、保安検査と定期安全管理審査の運用上の重複排除。（平成 20 年 3 月）</p>

※下線部は、課題を指す。

検査種類／検査制度の見直しの方向	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
<p>5. 定期検査及び定期事業者検査／定期安全管理審査</p> <p>(1) 定期検査の検査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 定期検査の記録確認時に、事業者の保守・点検活動の記録も任意に抜き取って確認。</li> <li>➤ 施設の安全上の重要度などに応じ、立会いを行う検査項目を再整理。</li> </ul> <p>(2) 定期検査の間隔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保守・点検活動の評価、その評価に応じた定期検査の間隔及び各検査項目の実施時期の再整理。</li> <li>➤ 運転中に可能な検査項目の検討。</li> <li>➤ 核燃料施設等の施設定期検査の実施時期の検討。</li> </ul> <p>(3) 供用中検査で適用する技術基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 供用中に維持すべき水準や検査・点検方法を定めた民間の規格の機動的な採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 検査対象機器のプロセスにも着目した検査の実施。(平成 17 年 7 月)</li> <li>➤ 検査項目等の適正化(定期安全管理審査評価結果に応じた検査方法の選択(立会い又は記録確認)、定期事業者検査の複数項目を巡視的に立ち会う方法への改善)(平成 17 年 7 月)</li> <li>➤ 定期事業者検査及び定期安全管理審査の導入(平成 15 年 10 月)</li> <li>➤ 定期安全管理審査とプロセス確認型定期検査の役割分担の整理(平成 20 年 3 月)</li> <li>➤ 事業者による保守管理規定の整備及び充実(定期事業者検査)(平成 19 年 JEAC4209-2007)</li> <li>➤ 審査の有効性を高めていくための取組(定期安全管理審査)(平成 20 年 3 月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安検査における定期安全管理審査の審査結果の活用。</li> <li>・ 審査要領書及び検査員の教育訓練の充実。</li> </ul> </li> <li>➤ <u>【課題】核燃料施設等の保安活動を実施する時期を活用した施設定期検査の実施の検討</u></li> </ul>
<p>6. その他</p> <p>(1) 核燃料等の運搬物確認に関する課題</p> <p>具体的な運用方法の再整理及び明確化。</p> <p>(2) 研究開発段階の発電用原子炉施設に関する課題</p> <p>研究開発段階の発電用原子炉施設(ふげん及びもんじゅ)の規制を、実用発電用原子炉施設と同様に、電気事業法に規制を一元化。</p> <p>研究開発段階炉の性質を踏まえた上での検査の実施方法の検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 核燃料等の運搬物確認具体的な運用方法の再整理及び明確化(平成 15 年 10 月)</li> <li>➤ 研究開発段階の発電用原子炉施設の規制の一元化(平成 25 年 7 月)</li> <li>➤ 研究開発段階の発電用原子炉施設の検査制度の枠組みについては、実用発電用原子炉施設と同一化(平成 25 年 7 月)</li> </ul>

※下線部は、課題を指す。

平成 18 年 検査の在り方に関する検討会「原子力発電施設に対する検査制度の改善について」に示された検査制度の見直しの方向及びこれまでの取組み状況

No.	検査種類／今後の検査制度の改善の方向性	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
1	<p>「保全プログラム」に基づく保全活動に対する検査制度の導入（枠組みに関すること）</p> <p>(1) 保全プログラムの充実 事業者の行う保全計画全体を対象として、保全活動の実施体制、保全活動の実施計画等を具体的に記載したプログラム（保全プログラム）を的確に策定させること。</p> <p>(2) 「保全プログラム」に対する事前確認 「保全プログラム」の妥当性を国があらかじめ確認する制度を導入すること。</p> <p>① 基本的事項の事前確認 事業者からの申請に基づき、国は、保安規定の認可と同様の方法により、基本的事項について審査し、確認することになります。さらに、高経年化対策を講じる時点及び定期安全レビューを行う時点においては、国による確認がなされるように措置することが適当である。</p> <p>② 「保全計画」の事前確認 点検周期「保全計画」については、事業者が次に原子炉を停止するまでに次期の「保全計画」について申請し、これを受け、その内容の妥当性について審査し、確認することになります。なお、定期安全管理審査は、今回の制度の改善において、「保全計画」の事前確認の中に整理統合することが適当であると考えられます。</p> <p>(3) 「保全プログラム」の実施状況を確認する検査</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保全プログラムを基礎とする検査の導入（平成 21 年 1 月）</li> <li>・ 保守管理方針（保守管理目標、長期停止の場合の保守管理）の追加</li> <li>・ 保安規定への高経年化技術評価に関することと長期保守管理方針の追加</li> <li>・ プラント運転中の定期事業者検査を追加</li> <li>➤ 電気事業法に基づく保安規程の記載事項に以下の事項を追加し、認可又は届出に係る審査として電気事業法施行規則の規定の解釈（NISA 内規）への適合性を確認</li> <li>・ 施設の保守管理方針（保守管理目標、長期停止の場合の保守管理）</li> <li>・ 高経年化技術評価に関することと長期保守管理方針</li> <li>・ 定期事業者検査の判定方法</li> <li>・ 原子炉運転期間の設定</li> <li>・ 原子炉施設の定期的な評価の品質保証活動への反映</li> <li>➤ 定期安全管理審査における保全計画の実施状況の確認</li> <li>➤ 定期事業者検査の検査期間の設定を要求</li> <li>➤ 定期検査において、定期事業者検査の実施時期等を確認</li> </ul>

No.	検査種類／今後の検査制度の改善の方向性	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
	<p>事業者が実際に、「保全プログラム」に基づいて適切に保全活動を実施していることを確認する検査が必要である。</p> <p>国が行う検査としても、プラント停止中の検査に加えて、運転中における検査が必要になります。</p>	
2	<p>安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入</p> <p>(1) 安全確保上重要な行為に着目した検査制度の導入</p> <p>今後、リスク情報も活用しつつ、原子炉停止操作、原子炉起動操作、非常用電源の確保、重大な不適合発生時の処置などの安全確保上重要な行為を特定し、その行為が実施されるときに検査を行い、事業者による保安活動が適切に行われていることを確認するとともに、不適切な保安活動に対しては、是正等を求めることができる制度を導入することが必要である。</p> <p>(2) 効率的・効果的な検査の実現</p> <p>これまで保安検査として定期に行われてきた検査を運転中にも着実に実施することにより、結果的に、定期検査と保安検査に係る期間の重複を是正することを可能とします。プラントの起動試験への立会検査と停止中の点検結果を確認する検査を同時に行うことにより、運転中と停止中の切れ目のない検査を実現することにつながります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 安全確保上重要な行為に対する検査の導入（平成 19 年 9 月、平成 21 年 1 月、平成 25 年 7 月）</li> <li>・ 原子炉の起動又は停止に係る操作の検査の導入（平成 19 年 9 月）</li> <li>・ 燃料取替操作（平成 21 年 1 月）</li> <li>・ BWR の残留熱除去冷却海水系統の切替え操作（平成 21 年 1 月）</li> <li>・ PWR の原子炉容器内の水位低下に係る操作及び原子炉容器内の水位低下状態で行う残留熱の除去に係る操作（ミッドループ運転操作）（平成 21 年 1 月）</li> <li>・ 重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための訓練（平成 25 年 7 月）</li> <li>➤ 運転中に実施する保安検査等の強化（平成 21 年 1 月）</li> </ul>
3	<p>根本原因分析のためのガイドラインの整備等</p> <p>(1) 根本原因分析のためのガイドライン等の整備</p> <p>事業者による不適合是正の取組を確実なものとしていく観点からは、次の対策が必要である。</p> <p>① 人的過誤等の直接要因に対する事業者の評価・改善状況を評価する指針の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 保安規定記載事項のうち、「原子力施設の品質保証に関すること」への根本原因分析の方法、実施体制、作業手順等の追加（平成 19 年 12 月）</li> <li>➤ 原子力安全・保安院 NISA 文書（NISA-166c-0710）「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」を制定し、事業者に周知（平成 19 年 8 月制</li> </ul>

No.	検査種類／今後の検査制度の改善の方向性	これまでの取組み状況／継続検討が必要な課題
	<p>② 根本原因分析のためのガイドライン等の整備</p> <p>③ 安全文化・組織風土の劣化防止のためのガイドラインの整備</p> <p>(2) プラントごとの総合評価の実施による安全確保の充実</p> <p>プラントの安全実績（パフォーマンス）を的確に表す指標に係る科学的・合理的な項目の選択等について、リスク情報も活用しつつ検討することが必要である。</p> <p>また、検査において指摘された事項について、安全上の重要度を決定する手法も検討されているところ、安全実績指標と相互の補完関係も検討する必要がある。</p> <p>こうしたことにより、プラントごとの総合評価を行い、その結果を検査の効果的な実施のために具体的な形で活用していくことが必要である。</p>	<p>定、平成 19 年 12 月事業者に周知)</p> <p>➤ 保安活動総合評価の試験的運用開始（平成 21 年試行、平成 22 年 6 月評価（試行）結果の公表）</p> <p>➤ 「保安検査のあり方に関する検討」において、保安検査に活用する安全に係る指標の収集開始を決定（平成 28 年 4 月決定、平成 29 年 4 月収集開始）</p> <p>➤ <u>【課題】プラントの安全指標の収集、リスク情報の活用及びプラントごとの総合的な評価の本格運用</u></p>

※下線部は、課題を指す。

運用改善プロジェクトチームの取組状況及び継続して検討が必要な事項

No.	解決すべき問題点	取組み状況／継続検討が必要な課題
1	平成15年10月改正の新検査制度の理解の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新検査制度の考え方をまとめたテキストの作成（平成17年）</li> <li>➤ 定期検査所見、定期安全管理審査改善事項を集めたデータベースの構築、事業者間の共有（平成19年）</li> </ul>
2	規格基準の解釈の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 品質保証規程（JEAC4111-2003）及び保守管理規程（JEAC4209-2003）の解釈に係る質問を収集、回答する体制の構築（平成17年9月）</li> </ul>
3	制度運用面の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ JNESの適正化定期検査の運用（平成17年7月）</li> <li>➤ 保安規定違反の判定基準等を盛り込んだ実用発電用原子炉保安検査実施要領の改訂（平成17年）</li> <li>➤ 定期検査申請書の記載要求事項の明確化（平成17年）</li> <li>➤ タービン申請と原子炉申請の窓口一本化（平成17年10月）</li> <li>➤ 「試験使用・一部使用」に係る電気事業法施行規則の改正（平成18年1月施行）</li> </ul>
4	制度運用面の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 定期事業者検査関連書類の合理化（平成19年5月）</li> <li>➤ 測定機器のトレーサビリティに関する確認方法の明確化（平成19年5月）</li> <li>➤ 定期事業者検査の適正化（検査範囲及び内容の整合化）（平成20年12月）</li> </ul>

5	発電設備の総点検を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 警報等印字記録（アラームタイパー）の原子力保安検査官による監視（平成 19 年 9 月）</li> <li>➤ 運転データ情報の監視（平成 20 年 4 月）</li> <li>➤ 情報へのフリーアクセスの確保（平成 19 年 12 月）</li> </ul>
6	検査結果の評価基準等の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ PI/SDP の導入による総合評価（平成 21 年試行、平成 22 年 6 月評価（試行）結果の公表）</li> <li>➤ <u>【課題】プラントの安全指標の収集、リスク情報の活用及びプラントごとの総合的な評価の本格運用</u></li> </ul>
7	規制側のガイドの策定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 品質保証に関する検査側のガイドの策定（「事業者の根本原因分析実施内容を規制当局が評価するガイドライン」制定（平成 19 年 8 月制定）、「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の廉価防止に係る取り組みを評価するガイドライン（平成 19 年 11 月制定）」、「人的過誤の直接要因に係る不適合等を是正するための事業者の自律的取組を規制当局が評価するガイドライン（平成 20 年 2 月制定）」、「事業者の品質保証活動を規制当局が評価するガイドライン（平成 20 年 10 月制定）」）</li> <li>➤ 保安検査・保安調査ガイドの策定（平成 20 年 4 月制定）</li> <li>➤ 定期検査実施要領書の見直し（平成 21 年 4 月）</li> <li>➤ 定期安全管理審査の評定方法等の見直し（平成 20 年 3 月）</li> </ul>

※下線部は、課題を指す。

「2007 年 IRRS 報告書における指摘事項に対する現況」

分野	No.	指摘内容	これまでの取組状況／継続検討が必要な課題
検査と規制の執行	G13	原子力安全・保安院は、検査に係る成果や教訓を共有するために、原子力発電所検査官との会合を年間に 4 回開催している。	原子力規制委員会においても、引き続き検査官会議を開催し、検査に係る成果や教訓を共有している。
	G14	原子力安全・保安院は、十分に定義された明確な倫理規定を有しており、原子力発電所検査プログラムで役割をもつ個人に対して実施している。	原子力規制委員会は、使命と活動原則から成る原子力規制委員会の組織理念を明確化し、原子力規制庁職員に自覚を求めている。 また、「原子力安全文化に関する宣言」において、規制機関自身の安全文化に関する行動指針を定め、原子力規制庁職員に履行を求めている。
	R7	原子力安全・保安院は、その検査官がサイトでいつでも検査する権限を有していることを確保すべきである。これにより、検査官はサイトへの自由なアクセスが可能となり、法律で規定された検査期間中というよりも任意の時間に職員とのインタビュー、文書審査の要求などが出来るようになる。これは建設検査・運転検査の両方に適用される。	<u>検査・監視制度については、IRRS 受入れに向けた自己評価の中で課題とされており、改善措置計画を着実に実施する。</u>
	S14	原子力安全・保安院は、法律を変えずに検査の種類や頻度を変えることができるような、より柔軟性をもったプロセスを構築すべきである。	

※下線部は、課題を指す。

R8	原子力安全・保安院は、設備上の問題がある場合には停止するという法的な規定に加えて、例えば不十分な運転性能の場合でも原子力発電所を停止できる権限の根拠を明確化すべきである。	原子等規制法第43条の3の23の規定により、不十分な運転性能の場合であって下記に該当する場合には、原子力規制委員会は、原子力発電所を停止等保安のために必要な措置を許認可取得者に対して命ずることができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置許可基準に不適合</li> <li>・技術基準に不適合</li> <li>・保安のために必要な措置を講じていない場合</li> </ul>
S15	原子力安全・保安院は、事象に基づいて検査プログラムを修正するが、検査された原子力発電所での検査結果だけでなく他の原子力発電所で得られた経験からの検査結果にも基づいて、よりプロアクティブに（より予防措置的な観点からも）検査プログラムを修正すべきである。	<u>検査・監視制度については、IRRS 受入れに向けた自己評価の中で、課題とされており、改善措置計画を着実に実施する。</u>
S16	原子力安全・保安院は、建設検査プログラムに、メーカーや製造会社などの品質保証プログラムの検査を含めるべきである。	東京電力福島第一原子力発電所事故後に改正された原子炉等規制法第68条により、設計・工事会社又は製造業者に対する立入検査が可能となった。また、工事の計画に対する要求事項として実用炉設工認品質管理規則が制定され、使用前検査において、メーカーや製造会社などにおける品質保証プログラムに対する許認可取得者による調達管理の状況を確認することが可能となった。

※下線部は、課題を指す。

2016 年「IRRS において明らかになった課題について」

No.	勧告又は提言	IRRS において明らかになった課題
S1	<p>提言：原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関との連携、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。</p>	<p>○検査に関する関連規制機関との連携（共同検査に関する連絡等）</p>
R9	<p>勧告：政府は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、</li> <li>● 原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、</li> <li>● 可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるように</li> </ul> <p>するために、検査制度を改善、簡素化すべきである。</p> <p>変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査（予定された検査と事前通告なしの検査を含む）の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。</p>	<p>○法令改正による検査制度の改善及び簡素化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ詳細に決められたものではなく、実績に基づき、リスク情報を活用し、柔軟性を増すこと</li> <li>・検査官がフリーアクセスできる公式な権限の付与</li> <li>・対応型検査の実施を現場に近いレベルで決定できること</li> </ul> <p>○不適合に対する罰則等の程度を決めるための執行の方針、安全上重大な事象が差し迫っている場合には是正措置が迅速に決定できる手続の策定</p> <p>○検査官に対する研修及び再研修の改善</p>
S10	<p>提言：原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。</p>	
R10	<p>勧告：原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。</p>	

関連条文一覧表

参考資料 2 - 1

	製錬事業に関する規制	加工の事業に関する規制	試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制	発電用原子炉の設置、運転等に関する規制	貯蔵の事業に関する規制	再処理の事業に関する規制	廃棄の事業に関する規制	核燃料物質等の使用に関する規制
1	事業の指定 第3条 - 指定の基準 第4条 - 指定の欠格条項 第5条 変更の許可及び届出 第6条 -	事業の許可 第13条 - 許可の基準 第14条 - 許可の欠格条項 第15条 変更の許可及び届出 第16条 -	設置の許可 第23条 外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可 第23条の2 許可の基準 第24条 外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の基準 第24条の2 許可の欠格条項 第25条 変更の許可及び届出等 第26条 外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る変更の許可及び届出等 第26条の2 -	設置の許可 第43条の3の5 - 許可の基準 第43条の3の6 - 許可の欠格条項 第43条の3の7 変更の許可及び届出等 第43条の3の8 -	事業の許可 第43条の4 - 許可の基準 第43条の5 - 許可の欠格条項 第43条の6 変更の許可及び届出 第43条の7 -	事業の指定 第44条 - 指定の基準 第44条の2 - 指定の欠格条項 第44条の3 変更の許可及び届出 第44条の4 -	事業の許可 第51条の2 - 許可の基準 第51条の3 - 許可の欠格条項 第51条の4 変更の許可及び届出 第51条の5 -	使用の許可 第52条 - 許可の基準 第53条 - 許可の欠格条項 第54条 変更の許可及び届出 第55条 -
2	① - ② - ③ - ④ - ⑤ - ⑥ - ⑦ -	- 設計及び工事の方法の認可 第16条の2 - 使用前検査 第16条の3 - 溶接の方法及び検査 第16条の4 加工施設の性能の維持 第16条の4の2 施設定期検査 第16条の5 -	- 設計及び工事の方法の認可 第27条 - 使用前検査 第28条 試験研究用等原子炉施設の性能の維持 第28条の3 施設定期検査 第29条 -	- 工事の計画の認可 第43条の3の9 工事の計画の届出 第43条の3の10 使用前検査 第43条の3の11 燃料体検査 第43条の3の12 溶接安全管理検査 第43条の3の13 発電用原子炉施設の維持 第43条の3の14 施設定期検査 第43条の3の15 定期安全管理検査 第43条の3の16 -	- 設計及び工事の方法の認可 第43条の8 - 使用前検査 第43条の9 - 溶接の方法及び検査 第43条の10 使用済燃料貯蔵施設の性能の維持 第43条の10の2 施設定期検査 第43条の11 -	- 設計及び工事の方法の認可 第45条 - 使用前検査 第46条 溶接の方法及び検査 第46条の2 再処理施設の性能の維持 第46条の2の2 施設定期検査 第46条の2の3 -	廃棄物埋設に関する確認 第51条の6 設計及び工事の方法の認可 第51条の7 - 使用前検査 第51条の8 特定廃棄物埋設施設等の性能の維持 第51条の9の2 施設定期検査 第51条の10 -	- - 施設検査 第55条の2 - 溶接検査 第55条の3 -
3	事業開始等の届出 第7条 - 合併及び分割 第8条 相続 第9条 指定の取消し等 第10条	事業開始等の届出 第17条 - 合併及び分割 第18条 相続 第19条 許可の取消し等 第20条	- 運転計画 第30条 合併及び分割 第31条 相続 第32条 許可の取消し等 第33条	- 運転計画 第43条の3の17 合併及び分割 第43条の3の18 相続 第43条の3の19 許可の取消し等 第43条の3の20	事業開始等の届出 第43条の12 貯蔵計画 第43条の13 合併及び分割 第43条の14 相続 第43条の15 許可の取消し等 第43条の16	事業開始等の届出 第46条の3 使用計画 第46条の4 合併及び分割 第46条の5 相続 第46条の6 指定の取消し等 第46条の7	事業開始等の届出 第51条の11 - 合併及び分割 第51条の12 相続 第51条の13 許可の取消し等 第51条の14	- - 許可の取消し等 第56条
4	記録 第11条 特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等 第11条の2 - - - - 施設の使用停止等 第21条の3 -	記録 第21条 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第21条の2 (廃棄の基準) (第21条の2において規定) (運搬の基準) (第21条の2において規定) 施設の使用停止等 第21条の3 -	記録 第34条 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第35条 (廃棄の基準) (第35条において規定) (運搬の基準) (第35条において規定) 施設の使用停止等 第36条 原子力船の入港の届出等 第36条の2 -	記録 第43条の3の21 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第43条の3の22 (廃棄の基準) (第43条の3の22において規定) (運搬の基準) (第43条の3の22において規定) 施設の使用停止等 第43条の3の23 -	記録 第43条の17 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第43条の18 (廃棄の基準) (第43条の18において規定) (運搬の基準) (第43条の18において規定) 施設の使用停止等 第43条の19 -	記録 第47条 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第48条 (廃棄の基準) (第48条において規定) (運搬の基準) (第48条において規定) 施設の使用停止等 第49条 -	記録 第51条の15 保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置 第51条の16 (廃棄の基準) (第51条の16において規定) (運搬の基準) (第51条の16において規定) 施設の使用停止等 第51条の17 -	記録 第56条の2 使用及び貯蔵の基準等 第57条 廃棄の基準 第57条の4 運搬の基準 第57条の5 -
5	保安規定 第12条 - - - -	保安規定 第22条 - 核燃料取扱主任者 第22条の2 核燃料取扱主任者免状 第22条の3 核燃料取扱主任者の義務等 第22条の4 核燃料取扱主任者の解任命令 第22条の5	保安規定 第37条 試験研究用等原子炉の譲受け等 第39条 試験研究用等原子炉主任技術者 第40条 原子炉主任技術者免状 第41条 試験研究用等原子炉主任技術者の義務等 第42条 試験研究用等原子炉主任技術者の解任命令 第43条	保安規定 第43条の3の24 発電用原子炉の譲受け等 第43条の3の25 発電用原子炉主任技術者 第43条の3の26 (原子炉主任技術者免状) (試験炉の規制の条文を参照) (発電用原子炉主任技術者の義務等) 第42条 (試験炉の規制の条文を準用) (発電用原子炉主任技術者の解任命令) (試験炉の規制の条文を準用)	保安規定 第43条の20 - 使用済燃料取扱主任者 第43条の22 (核燃料取扱主任者免状) (加工の規制の条文を参照) 使用済燃料取扱主任者の義務等 第43条の23 使用済燃料取扱主任者の解任命令 第43条の24	保安規定 第50条 - 核燃料取扱主任者 第50条の2 (核燃料取扱主任者免状) (加工の規制の条文を参照) (核燃料取扱主任者の義務等) (加工の規制の条文を準用) (核燃料取扱主任者の解任命令) (加工の規制の条文を準用)	保安規定 第51条の18 廃棄物埋設地の譲受け等 第51条の19 廃棄物取扱主任者 第51条の20 (核燃料取扱主任者免状) (加工の規制の条文を参照) 廃棄物取扱主任者の義務等 第51条の21 廃棄物取扱主任者の解任命令 第51条の22	保安規定 第56条の3 - - - -

	製錬事業に関する規制	加工の事業に関する規制	試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制	発電用原子炉の設置、運転等に関する規制	貯蔵の事業に関する規制	再処理の事業に関する規制	廃棄の事業に関する規制	核燃料物質等の使用に関する規制
6	核物質防護規定 第12条の2 核物質防護管理者 第12条の3 核物質防護管理者の義務等 第12条の4 核物質防護管理者の義務等解任命令 第12条の5	核物質防護規定 第22条の6 核物質防護管理者 第22条の7 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第43条の2 核物質防護管理者 第43条の3 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第43条の3の27 核物質防護管理者 第43条の3の28 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第43条の25 核物質防護管理者 第43条の26 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第50条の3 核物質防護管理者 第50条の4 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第51条の23 核物質防護管理者 第51条の24 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)	核物質防護規定 第57条の2 核物質防護管理者 第57条の3 (核物質防護管理者の義務等) (製錬の規制の条文を準用) (核物質防護管理者の義務等解任命令) (製錬の規制の条文を準用)
7	-	加工施設の安全性の向上のための評価 第22条の7の2	-	発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価 第43条の3の29	-	再処理施設の安全性の向上のための評価 第50条の4の2	-	-
	-	-	-	-	-	-	坑道の閉鎖に伴う措置 第51条の24の2	-
	-	-	-	発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明 第43条の3の30 発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式の指定 第43条の3の31 運転の期間等 第43条の3の32	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式証明 第43条の26の2 使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の型式の指定 第44条の26の3	-	-	-
8	事業の廃止に伴う措置 第12条の6 指定の取消し等に伴う措置 第12条の7	事業の廃止に伴う措置 第22条の8 許可の取消し等に伴う措置 第22条の9	試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置 第43条の3の2 許可の取消し等に伴う措置 第43条の3の3 政令への委任(外国船関連) 第43条の3の4 削除(解体関連) 第38条	発電用原子炉の廃止に伴う措置 第43条の3の33 許可の取消し等に伴う措置 第43条の3の34	事業の廃止に伴う措置 第43条の27 許可の取消し等に伴う措置 第43条の28	事業の廃止に伴う措置 第50条の5 指定の取消し等に伴う措置 第51条	事業の廃止に伴う措置 第51条の25 許可の取消し等に伴う措置 第51条の26	使用の廃止に伴う措置 第57条の6 許可の取消し等に伴う措置 第57条の7
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	削除(解体関連) 第43条の21	-	-	-

	共通条文
9	安全性向上に資する措置 第57条の9 廃棄に関する確認等 第58条 運搬に関する確認等 第59条、第59条の2 受託貯蔵者 第60条 譲渡し及び譲受けの制限 第61条 放射能濃度についての確認等 第61条の2 海洋投棄の制限 第62条 指定又は許可の条件 第62条の2 主務大臣等への報告 第62条の3 警察官等への届出 第63条 危険時の措置 第64条 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官 第67条の2 立入検査等 第68条 手数料の納付 第75条

関連条文対比表

(昭和三十二年六月十日法律第百六十六号) 最終改正：平成二六年六月一三日法律第六九号

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制	第三章 加工事業に関する規制	第五章の三 核燃料物質等の使用等に関する規制	その他
<p>1 (設置の許可) 第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的</p> <p>三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数</p> <p>四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>六 発電用原子炉施設の工事計画</p> <p>七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <p>九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p>	<p>(事業の許可) 第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 加工設備及びその附属施設（以下「加工施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 加工施設の位置、構造及び設備並びに加工の方法</p> <p>四 加工施設の工事計画</p> <p>五 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>六 加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p>	<p>(使用の許可) 第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合</p> <p>二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合</p> <p>三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合</p> <p>四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合</p> <p>五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的及び方法</p> <p>三 核燃料物質の種類</p> <p>四 使用の場所</p> <p>五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量</p> <p>六 使用済燃料の処分の方法</p> <p>七 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>八 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備</p>	<p>(事業の指定)【製錬の事業】 第三条 製錬の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 製錬設備及びその附属施設（以下「製錬施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 製錬施設の位置、構造及び設備並びに製錬の方法</p> <p>四 製錬施設の工事計画</p> <hr/> <p>(設置の許可)【試験研究用等原子炉】 第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用の目的</p> <p>三 試験研究用等原子炉の型式、熱出力及び基数</p> <p>四 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合は、その船舶を建造する造船事業者の名称及び事業所の名称及び所在地並びに試験研究用等原子炉の設置の工事を行う際の船舶の所在地）</p> <p>五 試験研究用等原子炉及びその附属施設（以下「試験研究用等原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備</p> <p>六 試験研究用等原子炉施設の工事計画</p> <p>七 試験研究用等原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量</p> <p>八 使用済燃料の処分の方法</p> <hr/> <p>(事業の許可)【貯蔵の事業】 第四十三条の四 使用済燃料（実用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二項第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地</p> <p>三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力</p> <p>四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法</p> <p>五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画</p> <p>六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法</p> <hr/> <p>(事業の指定)【再処理の事業】 第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）を設置する工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力</p> <p>四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>五 再処理施設の工事計画</p> <p>六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法</p> <p>七 再処理施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>八 再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <hr/> <p>(事業の許可)【廃棄の事業】 第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうと</p>

			<p>する者は、当該各号に掲げる廃棄物の種類ごとに、政令で定めるところにより、物質又は核燃料物質による汚染を受けた物であつて、濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、当該放射線による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）</p> <p>二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて前号に規定するもの以外のものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」という。）</p> <p>三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 廃棄物埋設地及びその附属施設（以下「廃棄物埋設施設」という。）又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地</p> <p>三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量</p> <p>四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法</p> <p>五 放射線の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期</p> <p>六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画</p>
<p>（許可の基準）</p> <p>第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十二条の三の二第二項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p> <p>2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。</p> <p>3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第十四条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第二十一条の二第一項及び第二十二條の七の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の加工の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>二 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。</p> <p>三 加工施設の位置、構造及び設備が核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第五十三条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p> <p>三 核燃料物質の使用を適確に行うに足る技術的能力があること。</p>	<p>（指定の基準）【製錬の事業】</p> <p>第四条 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>二 製錬施設の位置、構造及び設備が核原料物質又は核燃料物質による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p> <p>-----</p> <p>（許可の基準）【試験研究用等原子炉】</p> <p>第二十四条 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その者（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。第四十三条の三の五第二項第七号を除き、以下同じ。）若しくは核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p> <p>2 原子力規制委員会は、第二十三条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>-----</p> <p>（許可の基準）【貯蔵の事業】</p> <p>第四十三条の五 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。</p> <p>三 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。</p> <p>2 前項の場合においては、第四十三条の二十六の二第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定容器等の型式の設計は、前項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。</p> <p>3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>-----</p> <p>（指定の基準）【再処理の事業】</p> <p>第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。</p> <p>一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。</p> <p>二 重大事故（核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十八条第一項及び第五十条の四の二第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。</p> <p>三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること。</p> <p>四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害</p>











			<p>次の事項について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の放射能の減衰に応じて原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 廃棄物埋設施設の保全 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）</p> <p>3 廃棄物管理事業者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 廃棄物埋設施設の保全 二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬又は廃棄（廃棄物埋設施設を設置した事業所内の運搬又は廃棄に限る。）</p> <p>4 廃棄物管理事業者は、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。</p>
<p>(施設の使用の停止等) 第四十三条の三の二 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第四十三条の三の二の技術上の基準に適合しないとき、又は核燃料物質の貯蔵若しくは運搬若しくは廃棄に關する措置が前条第一項の規定に違反しているときは、その加工事業者に対し、当該加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他の保安のために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、前条第二項の規定に基づき、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。</p>	<p>(施設の使用の停止等) 第二十一条の三 原子力規制委員会は、加工施設の位置、構造若しくは設備が第十四条第三号の基準に適合しないとき、又は加工施設の性能が第十六条の四の二の技術上の基準に適合しないとき、又は加工施設の保全若しくは加工設備の操作若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に關する措置が前条第一項の規定に基づき、原子力規制委員会規則の規定に違反しているときは、その加工事業者に対し、当該加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他の保安のために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づき、原子力規制委員会規則の規定に違反しているときは、加工事業者に対し、是正措置等を命ずることができる。</p>	「規定無し」	
<p>(保安規定) 第四十三條の三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会の規定に基づき、保安規定(発電用原子炉の運転に關する規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、原子力規制委員会に認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、又は前項の認可をしてはならない。</p> <p>3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。</p> <p>4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。</p> <p>5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三條の三の二第四第五項」と読み替えるものとする。</p> <p>(保安規定) 第十二條(略) 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定められるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。</p> <p>7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(保安規定) 第二十二条 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに關する保安教育に關する規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、原子力規制委員会に認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、又は前項の認可をしてはならない。</p> <p>3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。</p> <p>4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。</p> <p>5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第二十二條第五項」と読み替えるものとする。</p> <p>(保安規定) 第十二條(略) 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定められるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。</p> <p>7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(保安規定) 第五十六條の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに關する保安教育に關する規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、使用開始前に、原子力規制委員会に認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、又は前項の認可をしてはならない。</p> <p>3 原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。</p> <p>4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。</p> <p>5 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第五十六條の三第五項」と読み替えるものとする。</p> <p>(保安規定) 第十二條(略) 6 前項の検査に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定められるものを行うことができる。</p> <p>一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査 三 関係者に対する質問 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。</p> <p>7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	
<p>(発電用原子炉の譲受け等) 第四十三條の三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会の規定に基づき、保安規定(発電用原子炉の運転に關する規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、原子力規制委員会に認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、又は前項の認可をしてはならない。</p> <p>3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。</p> <p>4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。</p> <p>5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三條の三の二第四第五項」と読み替えるものとする。</p>	「規定無し」	「規定無し」	
<p>(発電用原子炉主任技術者) 第四十三條の三の二 原子力規制委員会は、原子力規制委員会の規定に基づき、保安規定(発電用原子炉の運転に關する規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、原子力規制委員会に認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。</p> <p>2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、又は前項の認可をしてはならない。</p> <p>3 原子力規制委員会は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。</p> <p>4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。</p> <p>5 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは、「第四十三條の三の二第四第五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(核燃料取扱主任者) 第二十二條の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、原子力規制委員会規則で定められる実務の経験を有するものの中から、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。</p> <p>2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任した</p>	「規定無し」	

2 第四十条第二項、第四十二条及び第四十三条の規定は、前項の発電用原子炉主任技術者等について準用する。この場合において、第四十条第二項及び第四十三条中「試験研究用原子炉設置者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と試験研究用等原子炉の」とあるのは「発電用原子炉の」と読み替えるものとする。

(試験研究用等原子炉主任技術者)  
第四十条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転に保安の監督を行わせるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、次条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者の中から、試験研究用等原子炉主任技術者を選任しなければならない。  
2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により試験研究用等原子炉主任技術者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

ときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(原子炉主任技術者免状)  
第四十一条 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、原子炉主任技術者免状を交付する。  
一 原子力規制委員会の行う原子炉主任技術者試験に合格した者  
二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、原子炉に関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者  
2 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、原子炉主任技術者免状の交付を行わないことができる。  
一 次項の規定により原子炉主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上との刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者  
3 原子力規制委員会は、原子炉主任技術者免状の交付を受けた者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その原子炉主任技術者免状の返納を命ずることができる。  
4 第一項第一号の原子炉主任技術者試験の課目、受験手続その他原子炉主任技術者試験の実施細目並びに原子炉主任技術者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

(核燃料取扱主任者免状)  
第二十二條の三 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。  
一 原子力規制委員会の行う核燃料取扱主任者試験に合格した者  
二 原子力規制委員会が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに関し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者  
2 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、核燃料取扱主任者免状の交付を行わないことができる。  
一 次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していない者  
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上との刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなつた後、二年を経過していない者  
3 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者免状の交付を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ずることができる。  
4 核燃料取扱主任者試験の実施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、原子力規制委員会規則で定める。

「規定無し」

(試験研究用等原子炉主任技術者の義務等)  
第四十二条 試験研究用等原子炉主任技術者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 試験研究用等原子炉の運転に従事する者は、試験研究用等原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(核燃料取扱主任者の義務等)  
第二十二條の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のためにする指示に従わなければならない。

「規定無し」

(試験研究用等原子炉主任技術者の解任命令)  
第四十三条 原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉主任技術者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、試験研究用等原子炉設置者に対し、試験研究用等原子炉主任技術者の解任を命ずることができる。

(核燃料取扱主任者の解任命令)  
第二十二條の五 原子力規制委員会は、核燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

「規定無し」

6 (核物質防護規定)  
第四十三条の三 第二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の第二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)  
第二十二條の六 加工事業者は、第二十一条の二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十二條の六第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)  
第五十七條の二 使用者は、前条第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七條の二第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)  
第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。  
3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。  
4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。  
5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。  
6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。  
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り  
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査  
三 関係者に対する質問  
四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必

(核物質防護規定)  
第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。  
3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。  
4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。  
5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。  
6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。  
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り  
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査  
三 関係者に対する質問  
四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必

(核物質防護規定)  
第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の二第一項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。  
2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。  
3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。  
4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。  
5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。  
6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。  
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り  
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査  
三 関係者に対する質問  
四 特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

要な最小限度の量に限る。)をさせること。  
7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

要な最小限度の量に限る。)をさせること。  
7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(核物質防護管理者)  
第四十三条の三の二十八 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と、「製錬施設」とあるのは「発電用原子炉施設」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)  
第二十二條の七 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「加工事業者」と、「製錬施設」とあるのは「加工施設」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)  
第五十七條の三 使用者は、第五十七條第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用者」と、「製錬施設」とあるのは「使用施設等」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)  
第十二條の三 製錬事業者は、第十一條の二第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護管理者)  
第十二條の三 製錬事業者は、第十一條の二第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護管理者)  
第十二條の三 製錬事業者は、第十一條の二第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。  
2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護管理者の義務等)  
第十二條の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の義務等)  
第十二條の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の義務等)  
第十二條の四 核物質防護管理者は、誠実にその職務を遂行しなければならない。  
2 製錬施設に立ち入る者は、核物質防護管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は核物質防護規定の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(核物質防護管理者の解任命令)  
第十二條の五 原子力規制委員会は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

(核物質防護管理者の解任命令)  
第十二條の五 原子力規制委員会は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

(核物質防護管理者の解任命令)  
第十二條の五 原子力規制委員会は、核物質防護管理者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、製錬事業者に対し、核物質防護管理者の解任を命ずることができる。

7 (発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価)  
第四十三條の三の二十九 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その発電用原子炉施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該発電用原子炉施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。  
2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。  
一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項  
イ 第四十三條の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。  
ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。  
二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項  
3 発電用原子炉設置者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、第四十三條の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。  
4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。  
5 発電用原子炉設置者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

(加工施設の安全性の向上のための評価)  
第二十二條の七の二 加工事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その加工施設における安全性の向上を図るため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該加工施設の安全性について、自ら評価をしなければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。  
2 前項の評価は、次に掲げる事項について調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該加工施設の全体に係る安全性について総合的な評定をして、行わなければならない。  
一 加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のため次に掲げる措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する事項  
イ 第十六條の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているもの以外のものであつて事故の発生の防止等に資する設備又は機器を設置すること。  
ロ 保安の確保のための人員の増強、保安教育の充実等による事故の発生の防止等を着実に実施するための体制を整備すること。  
二 前号イ及びロに掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項  
3 加工事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項（第五項において「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）は、この限りでない。  
4 原子力規制委員会は、前項の規定により届け出られた事項のうち、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法が原子力規制委員会規則で定める方法に適合していないと認めるときは、その届出をした加工事業者に対し、調査若しくは分析又は評定の方法を変更することを命ずることができる。  
5 加工事業者は、第三項の規定による届出をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該届出をした評価の結果等を公表するものとする。

「規定無し」

(発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明)  
第四十三條の三の三十 原子力規制委員会は、申請により、格納容器、非常用電源設備その他の発電用原子炉施設に係る機械又は器具のうち原子力規制委員会規則で定めるもの（以下「特定機器」という。）の型式の設計について型式証明を行う。  
2 原子力規制委員会は、前項の申請があつたときは、その申請に係る特定機器の型式の設計が第四十三條の三の六第一項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に適合すると認めるときは、前項の型式証明をしなければならない。

「規定無し」

「規定無し」

<p>3 ならな... 4 定承... 5 申に... 6 承に... 7 承に... 8 承に... 9 承に... 10 承に... 11 承に... 12 承に... 13 承に... 14 承に... 15 承に... 16 承に... 17 承に... 18 承に... 19 承に... 20 承に... 21 承に... 22 承に... 23 承に... 24 承に... 25 承に... 26 承に... 27 承に... 28 承に... 29 承に... 30 承に... 31 承に... 32 承に... 33 承に... 34 承に... 35 承に... 36 承に... 37 承に... 38 承に... 39 承に... 40 承に... 41 承に... 42 承に... 43 承に... 44 承に... 45 承に... 46 承に... 47 承に... 48 承に... 49 承に... 50 承に... 51 承に... 52 承に... 53 承に... 54 承に... 55 承に... 56 承に... 57 承に... 58 承に... 59 承に... 60 承に... 61 承に... 62 承に... 63 承に... 64 承に... 65 承に... 66 承に... 67 承に... 68 承に... 69 承に... 70 承に... 71 承に... 72 承に... 73 承に... 74 承に... 75 承に... 76 承に... 77 承に... 78 承に... 79 承に... 80 承に... 81 承に... 82 承に... 83 承に... 84 承に... 85 承に... 86 承に... 87 承に... 88 承に... 89 承に... 90 承に... 91 承に... 92 承に... 93 承に... 94 承に... 95 承に... 96 承に... 97 承に... 98 承に... 99 承に... 100 承に...</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>
<p>（発電... 1 安全... 2 前項... 3 前項... 4 前項... 5 前項... 6 前項... 7 前項... 8 前項... 9 前項... 10 前項... 11 前項... 12 前項... 13 前項... 14 前項... 15 前項... 16 前項... 17 前項... 18 前項... 19 前項... 20 前項... 21 前項... 22 前項... 23 前項... 24 前項... 25 前項... 26 前項... 27 前項... 28 前項... 29 前項... 30 前項... 31 前項... 32 前項... 33 前項... 34 前項... 35 前項... 36 前項... 37 前項... 38 前項... 39 前項... 40 前項... 41 前項... 42 前項... 43 前項... 44 前項... 45 前項... 46 前項... 47 前項... 48 前項... 49 前項... 50 前項... 51 前項... 52 前項... 53 前項... 54 前項... 55 前項... 56 前項... 57 前項... 58 前項... 59 前項... 60 前項... 61 前項... 62 前項... 63 前項... 64 前項... 65 前項... 66 前項... 67 前項... 68 前項... 69 前項... 70 前項... 71 前項... 72 前項... 73 前項... 74 前項... 75 前項... 76 前項... 77 前項... 78 前項... 79 前項... 80 前項... 81 前項... 82 前項... 83 前項... 84 前項... 85 前項... 86 前項... 87 前項... 88 前項... 89 前項... 90 前項... 91 前項... 92 前項... 93 前項... 94 前項... 95 前項... 96 前項... 97 前項... 98 前項... 99 前項... 100 前項...</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>
<p>（運... 1 運... 2 運... 3 運... 4 運... 5 運... 6 運... 7 運... 8 運... 9 運... 10 運... 11 運... 12 運... 13 運... 14 運... 15 運... 16 運... 17 運... 18 運... 19 運... 20 運... 21 運... 22 運... 23 運... 24 運... 25 運... 26 運... 27 運... 28 運... 29 運... 30 運... 31 運... 32 運... 33 運... 34 運... 35 運... 36 運... 37 運... 38 運... 39 運... 40 運... 41 運... 42 運... 43 運... 44 運... 45 運... 46 運... 47 運... 48 運... 49 運... 50 運... 51 運... 52 運... 53 運... 54 運... 55 運... 56 運... 57 運... 58 運... 59 運... 60 運... 61 運... 62 運... 63 運... 64 運... 65 運... 66 運... 67 運... 68 運... 69 運... 70 運... 71 運... 72 運... 73 運... 74 運... 75 運... 76 運... 77 運... 78 運... 79 運... 80 運... 81 運... 82 運... 83 運... 84 運... 85 運... 86 運... 87 運... 88 運... 89 運... 90 運... 91 運... 92 運... 93 運... 94 運... 95 運... 96 運... 97 運... 98 運... 99 運... 100 運...</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>
<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>「規定無し」</p>	<p>（坑道の閉鎖に伴う措置）【廃棄の事業】 第五十一条の二十四の二 第一種廃棄物埋設事業者は、坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該坑道について、坑道の埋戻し及び坑口の閉塞その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下「閉鎖措置」という。）に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。 2 第一種廃棄物埋設事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その講じた閉鎖措置が前項の認可を受けた閉鎖措置計画（次項において準用する第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて行われていることについて、原子力規制委員会規則で定める坑道の閉鎖の工程ごとに、原子力規制委員会が行う確認を受けなければならない。 3 第十二条の六第三項から第七項までの規定は、第一種廃棄物埋設事業者の閉鎖措置について準用する。この場合において、これらの規定中「廃止措置計画」とあるのは「閉鎖措置計画」と読み</p>





<p>消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第十六条の四の二、第十六条の五、第二十一条から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。</p> <p>2 旧加工事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。</p> <p>3 旧加工事業者等は、前項の認可を受けるまでの間は、廃止措置を講じてはならない。</p> <p>4 第一項の規定により加工事業者とみなされた旧加工事業者等が第二項の認可を受けた場合（原子力規制委員会規則で定める場合を除く。）には、第十六条の四の二、第十六条の五及び第二十二條の七の二の規定は、適用しない。</p> <p>5 第十二條の七第四項から第九項までの規定は、旧加工事業者等の廃止措置について準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは「第二十二條の九第二項」と読み替えるほか、同条第五項中「前条第四項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第四項」と、同条第九項中「前条第八項」とあるのは「第二十二條の八第三項において準用する前条第八項」と読み替えるものとする。</p>		
---	--	--

9 (安全性向上に資する措置)  
 第五十七條の九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。以下「原子力事業者等」という。）は、この法律の規定に基づき、原子力施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害の防止に関し、原子力施設の安全性の向上に資する設備又は機器の設置、保安教育の充実その他必要な措置を講ずる責務を有する。

(廃棄に関する確認等)  
 第五十八條 原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九條の二第一項及び第六十一條の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合においては、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に適合することについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、原子力規制委員会は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、原子力事業者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(運搬に関する確認等)  
 第五十九條 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者を含む。以下この条において同じ。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則、その他の事項に関しては原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、運搬する物に関しては原子力規制委員会規則で定めるところにより原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより原子力規制委員会（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両）の確認を受けなければならない。

3 原子力事業者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けることができる。この場合において、原子力規制委員会の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、原子力規制委員会又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、原子力事業者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、原子力事業者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、原子力事業者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 不要となつた運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に関し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

第五十九條の二 原子力事業者等は、特定核燃料物質が当該原子力事業者等の工場等から運搬され又は外国の工場等から当該原子力事業者等の工場等に運搬される場合で政令で定める場合においては、運搬が開始される前に、当該特定核燃料物質が発送人の工場等から搬出されてから受取人の工場等に搬入されるまでの間における当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者（本邦外において当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者を含む。）を明らかにし、当該特定核燃料物質の運搬に係る責任が移転される時期及び場所その他の原子力規制委員会規則で定める事項について発送人、当該特定核燃料物質の運搬について責任を有する者及び受取人の間で取決めが締結されるよう措置しなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者等は、同項の運搬が開始される前に、同項に規定する取決めの締結について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(受託貯蔵者)  
 第六十條 原子力事業者等（外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者及び廃棄事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等及び旧廃棄事業者等を含む。）を除く。）から核燃料物質の貯蔵（使用済燃料の貯蔵を除く。）を委託された者（以下「受託貯蔵者」という。）は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託貯蔵者は、政令で定める特定核燃料物質を貯蔵する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 原子力規制委員会は、防護措置が前項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反しているとき、受託貯蔵者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

(譲渡し及び譲受けの制限)  
 第六十一條 核燃料物質は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受ける場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

二 加工事業者が製錬事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

三 試験研究用等原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の試験研究用等原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

四 発電用原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の発電用原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

五 再処理事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 廃棄事業者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、使用者若しくは他の廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

七 使用者が製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二條第一項の許可（第五十五条第一項の許可を含む。）を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合

八 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは使用者が第五十二條第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

九 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

十 旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等が、第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第

五十一条第二項、第五十一条の二十六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けた廃止措置計画（第十二条の七第四項又は第六項（これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

（放射能濃度についての確認等）  
第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。  
2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
3 第一項の規定により原子力規制委員会の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

（海洋投棄の制限）  
第六十二条 核燃料物質若しくは核燃料物質又はこれらによつて汚染された物は、海洋投棄をしてはならない。ただし、人命又は船舶、航空機若しくは人工海洋構築物の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。  
2 前項において「海洋投棄」とは、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で物を燃焼させることをいう。ただし、船舶、航空機若しくは人工海洋構築物から海洋に当該船舶、航空機若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を廃棄すること又は船舶若しくは人工海洋構築物において廃棄する目的で当該船舶若しくは人工海洋構築物及びこれらの設備の運用に伴つて生ずる物を燃焼させることを除く。

（指定又は許可の条件）  
第六十二条の二 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。  
2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三條の三の五第一項、第四十三條の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。  
3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（主務大臣等への報告）  
第六十二条の三 原子力事業者等（核燃料物質使用者を含む。以下この条において同じ。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設、使用施設等又は核燃料物質の使用に係る施設（以下この条において「製錬施設等」という。）に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。）、製錬施設等の故障その他の主務省令（次の各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会（以下この条において「主務大臣」という。）の発する命令（第五十九条第五項の規定による届出をした場合については、内閣府令）をいう。以下この条において同じ。）で定める事象が生じたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、事象の状況その他の主務省令で定める事項を主務大臣（同項の規定による届出をした場合については、都道府県公安委員会）に報告しなければならない。  
一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。） 原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては原子力規制委員会及び国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）  
二 核燃料物質使用者 原子力規制委員会

（警察官等への届出）  
第六十三条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。）は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）  
第六十四条 原子力事業者等（原子力事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者を含む。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会の発する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。  
2 前項の事態を発生した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。  
3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物若しくは原子炉による災害発生のおそれがある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。  
一 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等及び旧使用者等を含む。）並びにこれらの者から運搬を委託された者 原子力規制委員会（第五十九条第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ原子力規制委員会又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）  
二 受託貯蔵者 原子力規制委員会

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官）  
第六十七条の二 原子力規制委員会に、原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官を置く。  
2 原子力施設検査官は、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三條の三の十五、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第四十三條の十一第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の三第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項、第五十五条の三第一項若しくは第六十四条の三第七項（施設に係る部分に限る。）の検査又は第四十三條の三の十三第三項若しくは第四十三條の三の十六第四項の審査に関する事務に従事する。  
3 原子力保安検査官は、第十二条第五項、第二十二條第五項、第二十七條第五項、第四十三條の三の二十四第五項、第四十三條の二十五第五項、第五十条第五項、第五十一条の十八第五項、第五十六條の三第五項又は第六十四条の三第七項（保安のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。  
4 核物質防護検査官は、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の三第七項（特定核燃料物質の防護のための措置に係る部分に限る。）の検査に関する事務に従事する。  
5 原子力施設検査官、原子力保安検査官及び核物質防護検査官の定数及び資格に関し必要な事項は、政令で定める。

（立入検査等）  
第六十八条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核燃料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核燃料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。  
2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三條の三の十三第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  
3 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第十六条の二第一項、第十六条の三第一項、第十六条の四第一項、第十六条の五第一項、第二十二條第五項、第二十七條第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項、第二十九条第一項、第三十七條第五項、第四十三條の三の九第一項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の十一第一項、第四十三條の三の十二第一項、第四十三條の三の十三第一項、第四十三條の三の十五、第四十三條の三の十六第一項、第四十三條の三の二十四第五項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の八第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十一第一項、第四十三條の二十第五項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十五條第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第一項、第四十六條の二の三第一項、第五十条第五項、第五十一条の七第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項、第五十一条の十第一項及び第五十一条の十八第五項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  
4 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十二条第一項の規定において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。  
5 原子力規制委員会は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第九項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。  
6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
7 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
8 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項、第六項、第八項若しくは第九項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。  
9 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、原子力規制委員会の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十四項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核燃料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。  
1 0 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。  
1 1 原子力規制委員会は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。  
1 2 原子力規制委員会は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。  
1 3 国際原子力機関の指定する者は、原子力規制委員会の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。  
1 4 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、原子力規制委員会の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。  
1 5 何人も、第十一項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は毀損してはならない。

（手数料の納付）  
第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。  
一 第三条第一項又は第四十四条第一項の指定を受けようとする者

- 二 第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項、第五十五条第一項又は第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者
- 三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十四の二第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項若しくは第四項（第十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項若しくは第二項、第十二条の八第二項、第十二条の九第二項、第二十七条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の九第一項若しくは第二項、第四十三条の三の三十二第四項、第四十三条の三の三十三第二項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三条の八第一項若しくは第二項、第四十三条の二十七第二項、第四十三条の二十八第二項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十条の五第二項、第五十一条第二項、第五十一条の七第一項若しくは第二項、第五十一条の二十四の二第一項、第五十一条の二十五第二項、第五十一条の二十六第二項、第五十七条の六第二項、第五十七条の七第二項又は第六十一条の二第二項の認可を受けようとする者
- 四 第十六条の三第一項、第十六条の四第一項若しくは第四項、第十六条の五第一項、第二十八条第一項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第二十九条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十二第一項若しくは第四項、第四十三条の三の十五、第四十三条の九第一項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項、第四十六条第一項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第四十六条の二の三第一項、第五十一条の八第一項、第五十一条の九第一項若しくは第四項、第五十一条の十第一項、第五十五条の二第一項又は第五十五条の三第一項の検査を受けようとする者
- 五 第四十三条の三の十三第三項又は第四十三條の三の十六第四項の審査を受けようとする者
- 六 第十二条の六第八項（第十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）、第十二条の七第二項（第十二条の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）、第五十一条の六第一項若しくは第二項、第五十一条の二十四の二第二項、第五十八条第二項、第五十九条第二項若しくは第六十一条の二第一項の確認又は第五十九条第三項の承認を受けようとする者
- 七 第四十三条の三の三十第一項若しくは第四十三條の二十六の二第一項の型式証明又は第四十三條の三の三十一第一項若しくは第四十三條の二十六の三第一項の指定を受けようとする者
- 八 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者
- 九 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者
- 2 前項の手数料は、国庫の収入とする。
- 3 第一項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

## 検査制度の見直しに関する検討チーム構成員

## 原子力規制委員会

更田 豊志 原子力規制委員会委員

## 外部専門家（五十音順）

勝田 忠広 明治大学法学部 准教授

関村 直人 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科 教授

高橋 滋 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授

米岡 優子 公益財団法人 日本適合性認定協会 常務理事 認定センター長

## 原子力規制庁職員

安井 正也 技術総括審議官

山田 知穂 制度改正審議室長

金子 修一 制度改正審議室統括調整官

門野 利之 制度改正審議室企画調整官

平野 雅司 制度改正審議室企画調整官

吉野 昌治 制度改正審議室企画調整官

伊藤 信哉 制度改正審議室制度改正審議専門職

古作 泰雄 制度改正審議室制度改正審議専門職

高須 洋司 制度改正審議室制度改正審議専門職

村尾 周仁 制度改正審議室制度改正審議専門職

村上 恒夫 制度改正審議室制度改正審議専門職

## 意見聴取のために本会合に出席した原子力事業者等名簿

## 【第 2 回会合参加者】

中部電力 増田 博武 原子力本部 原子力部長  
東京電力 五十嵐 信二 原子力運営管理部長  
電事連 尾野 昌之 原子力部長  
関西電力 浦田 茂 原子力安全部長  
関西電力 爾見 豊 シビアアクシデント対策プロジェクトチーフマネジャー  
日本原燃 岡村 泰治 安全本部 副本部長  
日本原燃 若林 学 品質保証部 部長  
三菱原子燃料 池内 英男 副社長  
三菱原子燃料 布川 公一 燃料・炉心技術部 部長  
三菱原子燃料 安倍 昌宏 安全・品質保証部 主幹  
京都大学 原子炉実験所 中島 健 教授  
近畿大学 原子力研究所 芳原 新也 准教授

## 【第 3 回会合参加者】

中部電力 増田 博武 原子力本部 原子力部長  
東京電力 五十嵐 信二 原子力運営管理部長  
電事連 尾野 昌之 原子力部長  
日本原子力研究開発機構 吉田 信之 理事  
日本原子力研究開発機構 藤田 雄二 安全・核セキュリティ統括部 部長  
日本原子力研究開発機構 野村 紀男 安全・核セキュリティ統括部  
上級技術主席・部長

## 【第 4 回会合参加者】

中部電力 増田 博武 原子力本部 原子力部長  
東京電力 五十嵐 信二 原子力運営管理部長  
電事連 尾野 昌之 原子力部長  
京都大学 原子炉実験所 三澤 毅 教授

## 【第 5 回会合参加者】

中部電力 増田 博武 原子力本部 原子力部長  
東京電力 五十嵐 信二 原子力運営管理部長  
電事連 尾野 昌之 原子力部長  
京都大学 原子炉実験所 三澤 毅 教授

## 検査制度の見直しに関する検討チーム会合の開催実績

第1回会合 平成28年5月30日（月）

- （1）検討チームにおける検討の進め方について
- （2）原子力規制における検査制度の見直しの方向性について
- （3）その他

第2回会合 平成28年6月20日（月）

- （1）原子力規制における検査制度の見直しにかかる事業者意見等の聴取
- （2）その他

第3回会合 平成28年7月5日（火）

- （1）第1回会合における宿題事項
- （2）これまでの議論を踏まえての論点整理
- （3）追加的な事業者意見等の聴取
- （4）その他

第4回会合 平成28年8月4日（木）

- （1）第3回会合における宿題事項について
- （2）検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（素案）について
- （3）その他

第5回会合 平成28年8月25日（木）

- （1）第4回会合における宿題事項について
- （2）検査制度の見直しに関する中間取りまとめ（案）について
- （3）その他

○ 改訂来歴

	改訂箇所	改訂理由	改訂日	備考
1	「Ⅱ.現在の検査制度 2. 検査制度の変遷(3 ページ)」に内にある日付3ヶ所について、文章内法律の施行日に見直し、その注記を追記した。	当該日付3ヶ所の不統一(トラブル発生日、法律制定日等)のため。	2017/2/2	